

令和 7 年度

健康づくり推進協議会
保健事業実績及び計画



嘉麻市

目次

第1章 嘉麻市の概要	4
1. 嘉麻市の人口推移	4
2. 嘉麻市の人口動態	5
第2章 機構および事業概要	6
1. 組織機構および職員数(会計年度任用職員を含む)	6
第3章 母子保健事業	7
1. 妊娠の届出(母子健康手帳の交付)	7
2. 妊婦健康診査	7
3. 養育医療受給資格認定事業	8
4. 産後ケア事業 (令和3年度より実施)	9
5. 産婦健康診査事業 (令和5年度より実施)	10
6. 新生児聴覚検査事業 (令和3年度より実施)	10
7. 新生児訪問指導	11
8. 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	11
9. 育児相談	12
10. 育児教室	12
11. 母子栄養強化事業	13
12. 乳幼児健康診査	14
13. 療育訓練	16
1) 個別訓練	17
2) 医師診察	17
3) 心理相談	18
14. 乳幼児育成指導事業(巡回相談)	18
15. 嘉麻市発達支援連携協議会	20
16. 予防接種	21
1) 乳幼児及び児童、生徒	21
2) 高齢者定期予防接種	22
3) 風しん予防接種助成事業	24
4) 風しん追加的対策	25
5) 造血細胞移植後の再接種助成事業 (令和2年度より実施)	25
第4章 健康増進事業	27
健康教育 <根拠法令>健康増進法第17条第1項	27
1. 稲築保健センター運動指導	27
2. 健康度測定会	28
3. 男性料理教室	29
4. 健康プラス教室	29

5. 子どもと若年世代の食生活改善事業(令和5年度開始事業)	30
6. 受動喫煙防止普及啓発事業(令和6年度開始事業)	32
7. 歯と口の健康づくり事業(令和7年度新規事業)	33
8. 出前講座	33
健康相談	34
1. 健康相談	34
2. 血圧手帳の交付・血圧計の貸出	35
3. 減塩モニタ(塩分摂取量簡易測定器)貸出及び減塩指導	35
4. 肺年齢測定	35
健康診査	36
1. 健康診査	36
2. 肝炎ウイルス検査	37
3. 骨粗しょう症検診	38
4. 若年健診	39
5. 歯科検診	39
6. 歯周疾患検診	40
第5章 各種がん検診及び結核検診事業	42
1. 各種がん検診	42
1) がん検診内容及び受診者数	42
2) 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業	47
2)ー1 無料クーポン券配布事業	47
2)ー2 精密検査未受診者に対する受診再勧奨事業	48
2)ー3 5大がん個別の受診勧奨・再勧奨	48
2. 結核検診	49
3. 骨髄等移植ドナー助成金事業(令和4年度から開始)	50
4. 小児・AYA世代がん患者在宅療養生活支援事業(令和5年度開始事業)	50
5. アピアランスケア推進事業(令和5年度開始事業)	51
第6章 特定健診・特定保健指導事業	52
第7章 精神保健事業	56
1. 相談及び訪問事業	56
2. 自殺対策事業	56
3. ひきこもり支援者意見交換会	58
第8章 感染症予防支援事業	59
第9章 その他の健康づくり事業	60
1. 食生活改善推進員研修会(中央研修・普及教室)	60
2. 食生活改善推進員養成教室	60
3. かま体操普及事業	61
4. かましちゃん健康ポイント事業	61

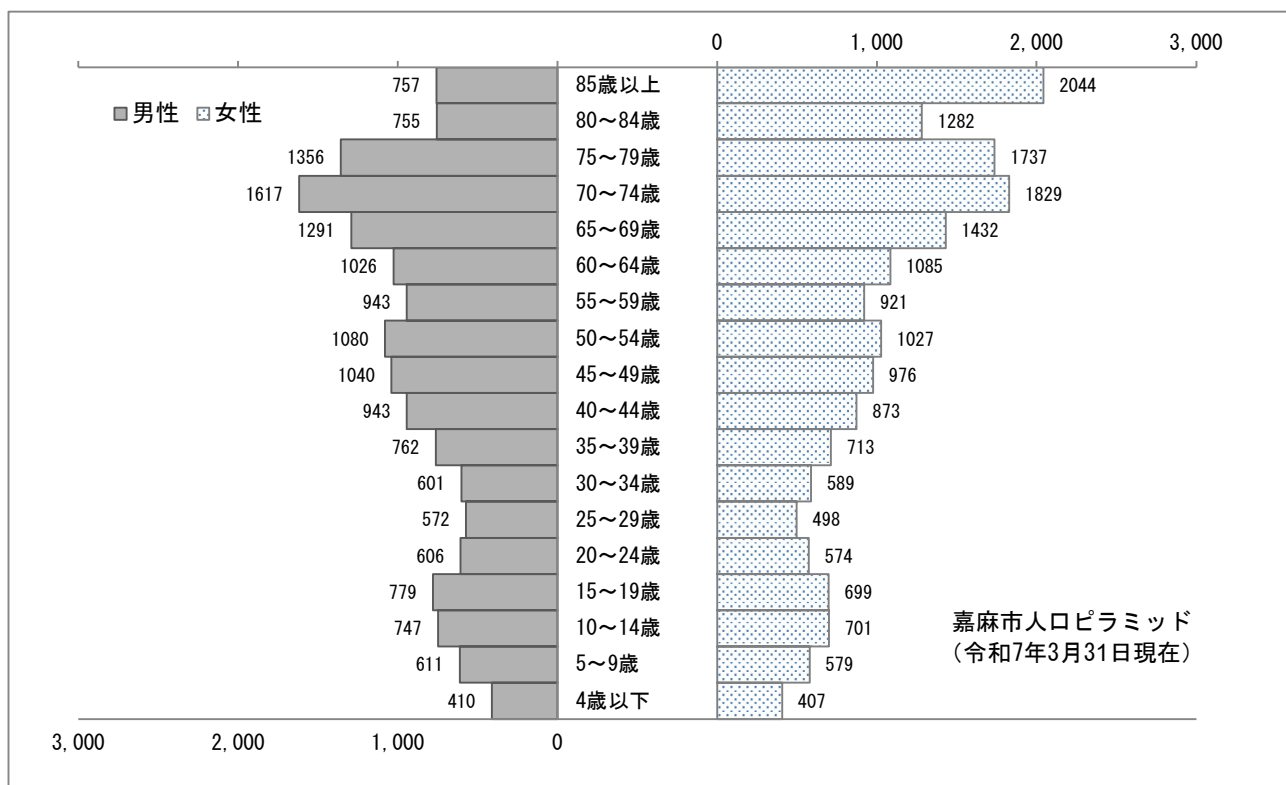
5. 健康づくり推進のための会議開催の状況	62
-----------------------------	----

第1章 嘉麻市の概要

1. 嘉麻市の人口推移

年		令和2年	令和3年	令和5年	令和6年	令和7年
内容						
世帯数(世帯)		18,577	18,351	18,122	18,029	17,867
総人口(人)		37,443(△670)	36,717(△726)	35,337(△1,380)	34,649(△688)	33,862 (△787)
		男 17,491 女 19,952	男 17,182 女 19,535	男 16,558 女 18,779	男 16,212 女 18,437	男 15,896 女 17,966
0~14 歳(人)		4,157(△121)	4,000(△157)	3,763(△237)	3,603(△160)	3,455(△148)
		男 2,140 女 2,017	男 2,072 女 1,928	男 1,941 女 1,822	男 1,838 女 1,765	男 1,768 女 1,687
15~64 歳(人)		18,694(△539)	18,161(△533)	17,184(△977)	16,722(△462)	16,307(△415)
		男 9,448 女 9,246	男 9,176 女 8,985	男 8,748 女 8,436	男 8,543 女 8,179	男 8,352 女 7,955
65 歳以上(人)		14,592(△10)	14,556(△36)	14,390(△166)	14,324(△66)	14,100(△224)
		男 5,903 女 8,689	男 5,934 女 8,622	男 5,869 女 8,521	男 5,831 女 8,493	男 5,776 女 8,324
高齢化率 (65 歳以上)		39.0%	39.6%	40.7%	41.3%	41.6%
		男 33.7% 女 43.5%	男 34.5% 女 44.4%	男 35.4% 女 45.4%	男 36.0% 女 46.0%	男 36.3% 女 46.3%
再掲	前期高齢者 (65~74 歳) 高齢化率	19.3%	20.0%	19.7%	19.1%	19.3%
		男 19.6% 女 19.0%	男 20.5% 女 19.6%	男 19.7% 女 19.7%	男 19.1% 女 19.1%	男 18.3% 女 18.1%
	後期高齢者 (75 歳以上) 高齢化率	19.7%	19.6%	21.0%	22.3%	23.4%
		男 14.1% 女 24.5%	男 14.0% 女 24.5%	男 15.7% 女 25.7%	男 16.9% 女 27.0%	男 18.0% 女 28.2%

(出典：各年3月31日現在 市民課より)



2. 嘉麻市の人口動態

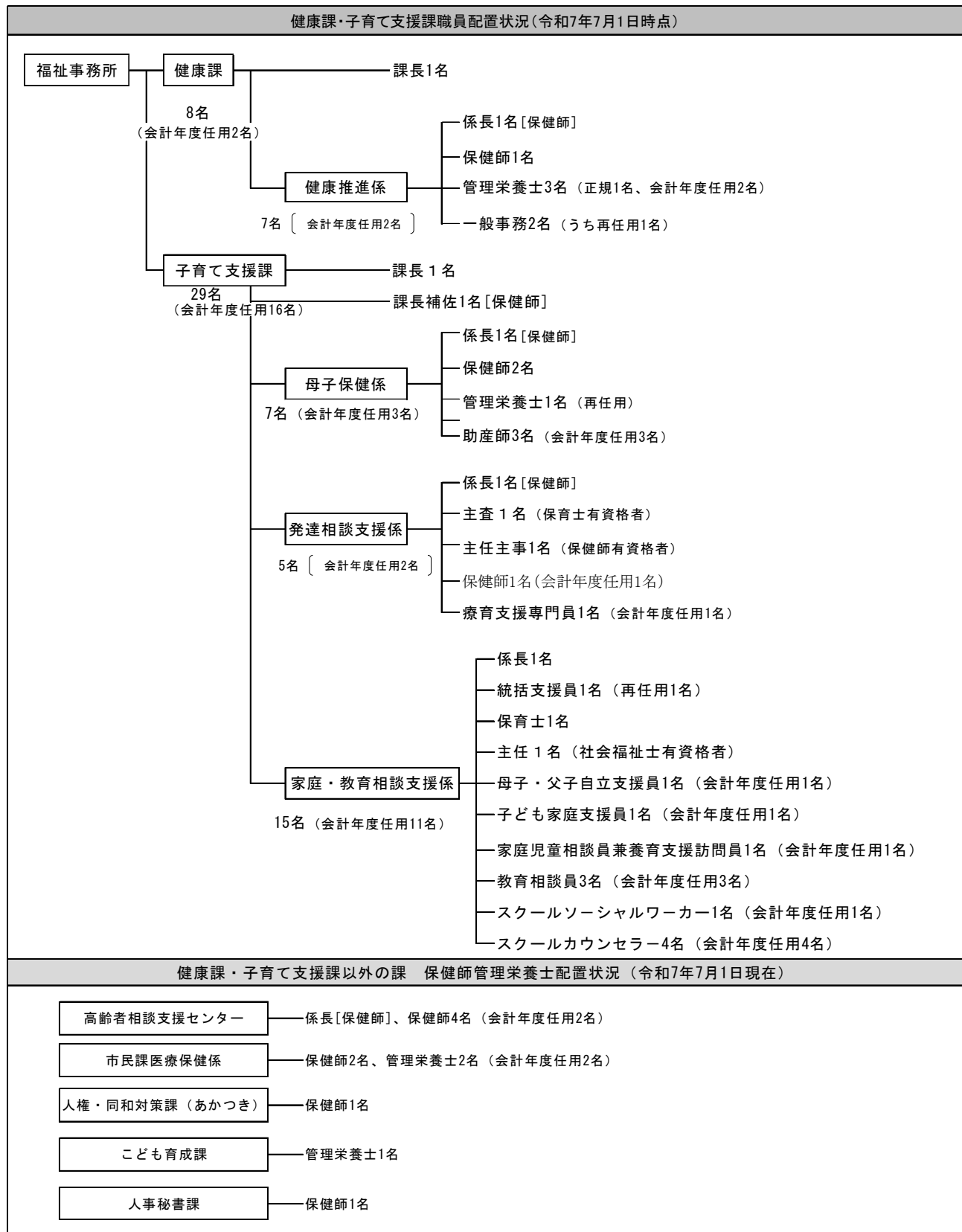
(単位：人)

内容 \ 年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和4年 (福岡県)
出生数(人)	213	180	169	176	146	35,970
出生率(人口千対)	5.9	5.0	4.8	5.1	4.3	7.1
死亡数(人)	626	627	611	676	693	64,302
死亡率(人口千対)	17.20	17.58	17.35	19.58	20.48	12.15
低体重(2,500g未満)児数(人)	20	18	20	23	11	3,499
出生数に対する低体重児数の割合(%)	9.4	10.0	11.8	13.1	7.5	9.7
婚姻率(人口千対)	3.02	3.36	2.58	2.81	2.72	4.33
離婚率(人口千対)	1.76	2.02	1.65	2.20	1.36	1.67

(出典：福岡県保健衛生統計)

第2章 機構および事業概要

1. 組織機構および職員数(会計年度任用職員を含む)



第3章 母子保健事業

1. 妊娠の届出(母子健康手帳の交付)

(1) 目的：母子保健法に基づき、妊娠の届出をした方に対して母子健康手帳を交付し、妊婦健康診査の受診を促すと共に、必要に応じて保健指導を実施し、妊娠・出産・育児に至る一貫したサービスの提供を図ります。　　＜根拠法令＞母子保健法第16条

(2) 対象：妊娠の届出をした妊婦

(3) 内容：妊娠の届出をした妊婦に対し、母子健康手帳を交付し、安心・安全な出産に向けて、妊婦健康診査の受診勧奨及び母子健康手帳交付時のアンケート結果に基づいた、必要な保健指導を実施します。

(4) 実績：　　※新規交付者のみ

年度 内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
妊娠届出数(人)	170	156	130	139	125

(5) 考察・評価：

令和2年度より、予約制で母子健康手帳の交付を行っています。事前に電話やメール等で予約が入ることで、来所される妊婦の家族構成やきょうだい児の状況、前回の妊娠・出産情報が把握でき、妊婦に応じた個別指導を実施しています。初産婦や若年妊婦・体重管理が必要な妊婦に対しては、妊娠中の栄養や適性体重について、管理栄養士による栄養指導を行っており、また妊娠・出産に不安の強い妊婦や経済的問題を抱える妊婦等には助産師が丁寧に寄り添った支援を行っています。得られた情報を基に、支援プランを作成し、母体の健康管理・出産・育児の不安等について訪問や電話等で保健指導を実施し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない継続した支援の実施に努めています。

妊娠届出者数は令和5年度若干増加しましたが、年々減少傾向です。

(6) 令和7年度の取り組み：

今年度も引き続き、母子健康手帳交付時に助産師・管理栄養士の面談を実施し、顔の見える関係性・信頼関係の構築・相談しやすい体制づくりに努めます。令和4年度からスタートした出産・子育て応援交付金事業は、今年度から法改正により妊婦のための支援給付事業となり、母子手帳交付時に制度説明や申請手続きを行い、現金またはポイントを給付しています。

面談で得られた情報をもとに、必要時、産科医療機関や当課家庭・教育相談支援係等の関係機関と連携しながら、妊産婦が安心して生活できるよう、新生児聴覚検査や産後ケア事業、産婦健診事業等、各種事業の周知・啓発を図っていきます。

2. 妊婦健康診査

(1) 目的：母子保健法に基づき、妊婦健康診査を実施し、妊娠中の経済的負担を解消するとともに、安心・安全な出産に向けて、母体や胎児の健康管理の向上を図ります。

＜根拠法令＞母子保健法第13条

(2) 対象：妊娠の届出をした方のうち、健康診査時において嘉麻市に住所を有する妊婦。

(3) 内容：妊婦健康診査の実施時期及び回数は、妊婦に対する健康診査の望ましい基準（平成2

7年3月31日)により、以下のとおりです。

- ・妊娠初期から23週まで1回/4週間
- ・24週～35週まで1回/2週間
- ・36週から出産まで1回/1週間

妊婦健康診査補助券による公費負担の回数は14回で、主なものとして、1回目にH T L V - 1 抗体検査(成人T細胞白血病〔A T L〕の検査)・妊娠初期血糖検査、7回目に性器クラミジア検査、11回目にB群溶血性レンサ球菌検査等を実施。

今年度より子宮頸がん検診・超音波検査が1回ずつ追加になっています。

(4) 実 績：

内容 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受診実人員(人)	240	242	204	206	188
受信延べ人員(人)	1,789	1,826	1,491	1,651	1,430

(5) 考察・評価：

妊娠届出者数の減少に伴い、妊婦健康診査受診実人員・延人員共に年々減少しています。妊娠週数に応じた妊婦健康診査受診を遅らせたりすることがないように受診勧奨を行いました。

(6) 令和7年度の取り組み：

今年度から追加となった子宮頸がん検診や超音波検査の必要性や結果の見方について説明するとともに、妊婦に必要な栄養素の摂取や適正体重の管理について、管理栄養士により個別に指導を実施し、妊娠中の栄養摂取が、胎児発育および児の将来の健康のために及ぼす影響を理解してもらえよう努めていきます。

3. 養育医療受給資格認定事業

(1) 目 的：医療を必要とする未熟児に対し、養育に必要な医療の給付を行うことにより、乳児の健全な育成を図ります。 <根拠法令>母子保健法第20条

(2) 対 象：母子保健法第6条第6項に規定する未熟児であって、医師が入院養育を必要と認める者。
母子保健法第6条第6項にいう諸機能を得るに至っていない者とは、例えば次のような症状等を有している場合をいいます。

○出生時体重2,000g以下の者

○一般状態や体温・呼吸器・循環器・消化器系の状態が悪く、諸機能が未熟な者

(3) 内 容：対象者の申請に基づき、養育医療給付医療券の交付を行い医療費の給付を行います。

○養育医療の申請受付・認定・決定→子育て支援課母子保健係

○養育医療の給付・請求事務→市民課国保年金係

(4) 実 績：

内容 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実人員(人)	5	7	0	1	5

(5) 考察・評価：

平成25年度より県からの権限移譲により実施しています養育医療受給資格認定事業については毎年数名の申請があります。令和6年度の申請は5件でした。

(6) 令和7年度の取り組み：

妊娠中に適切な栄養を摂取することは、妊娠糖尿病や妊娠高血圧症候群の予防だけでなく、低出生体重児が減少にも大きな影響を与えます。妊娠中に必要な栄養や適正体重について、妊婦自身が学習する機会が必要なため、母子健康手帳交付時に、管理栄養士による栄養指導の充実に努めます。

4. 産後ケア事業（令和3年度より実施）

(1) 目的：産後の心身の回復や育児に不安のある等の育児支援を必要とする母子に対して、嘉麻市産後ケア事業を実施することにより、心身のケアや育児のサポートを行い、安心して子育てができる支援を実施します。

＜根拠法令＞母子保健法第17条の2、嘉麻市産後ケア事業実施規程

(2) 対象：嘉麻市に住民票があり、生後1年未満のお子さんとそのお母さんで、産後ケアを必要とする方。母子共に感染症状がなく、医療行為が必要ない方。

※流産死産を経験して1年未満の人も含む。

(3) 内容：お母さんの休息・身体的ケア、心理的ケア、乳房ケア、授乳・沐浴等相談・指導、育児相談・指導等

サービスの種類		食事	利用上限	利用者負担額		
				市民税課税世帯 補助有(5回まで)※1	市民税課税世帯 (6回目以降)	生活保護世帯 市民税非課税世帯※2
宿泊型	ショートステイ	3食	原則7泊以内	1泊 1,250円	1泊 5,000円	無料
日帰り	デイケア	1食	原則7日以内	1日 500円	1日 2,000円	無料
通所型	母乳育児相談	なし	1回のみ 2回目以降は 全額自己負担	無料	無料	無料
訪問型	アウトリーチ	なし	3回以内	1回 500円	1回 2,000円	無料

(4) 実績：

(単位：人)

サービスの種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
宿泊型	ショートステイ	1	8	4	15
日帰り	デイサービス	3	2	13	24
通所型	母乳育児相談	21	13	18	22
訪問型	アウトリーチ	16	20	7	4
延人数		41	43	42	65

(5) 考察・評価：

令和6年度、多胎児の出生が多かったこともあり、ショートステイやデイサービスの利用者数が増加しました。

(6) 令和7年度の取り組み：

今年度より近隣自治体と調整を図り、県補助制度を利用した課税世帯の利用料減免制度を導入しました。事業開始当初から生活保護世帯・市民税非課税世帯の利用が少なかったため、減免制度を導入することにより、産後ケアを必要とする全ての母親に対してのユニバーサルサービスとして、気軽に利用できる体制整備に努めます。また、支援を必要とする方に早期介入できるよ

う、事業の周知啓発を図ると共に、産科医療機関や助産院等との連携を密にしていきます。

5. 産婦健康診査事業（令和5年度より実施）

（1）目 的：出産後間もない産婦に対し、母体の身体機能の回復、授乳状況及び精神状況の把握等を行うための健康診査費用を助成することにより、産後うつ及び新生児への虐待の予防を図ります。＜根拠法令＞母子保健法第13条第1項

（2）対 象：嘉麻市に住民票があり、出産後8週未満の産婦。

（3）内 容：産後おおむね2週間及び4週間が経過する日に1回ずつ、産婦健康診査を実施する。内容は問診・診察・体重及び血圧の測定・尿検査・エジンバラ産後うつ質問票を用いた問診及び保健指導。

（4）実 績：

年度 内容	令和5年度	令和6年度
延人員	257人	258人

（5）考察・評価：

令和5年4月より飯塚市・嘉麻市・桂川町の二市一町で事業を開始しました。県内で実施している自治体がまだ少ないため、利用者だけでなく、実施する産科医療機関への周知や連携も密に行いました。また、契約している産科医療機関以外で受診した場合は、償還払いで対応しました。

（6）令和7年度の取り組み：

今年度も妊娠8ヶ月アンケートや乳児家庭全戸訪問等の機会を利用して、事業の周知啓発を図ると共に、産婦健診の受診勧奨を行います。健診結果から支援を要する場合や情報提供が望ましいケースの場合等、産科医療機関や助産院等から連絡があった際は、早期介入・早期支援を実施し、産後うつ予防・虐待予防に努めます。

6. 新生児聴覚検査事業（令和3年度より実施）

（1）目 的：新生児聴覚検査に係る費用の全部又は一部を助成することにより、聴覚検査の実施を促し、子どもの聴覚に関する異常の早期発見と早期支援を図ります。

＜根拠法令＞嘉麻市新生児聴覚検査費用助成事業実施規程

（2）対 象：嘉麻市に住民票があるすべての新生児。

（3）内 容：生後28日を経過しない赤ちゃんに対し、出生後初めて実施する聴覚検査料について助成。検査を受けた日から1年以内の申請に助成する（1回のみ）

自動ABR検査	上限 5,000 円
OAE検査	上限 3,000 円

（4）実 績：

年度 内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実人員（人）	0	9	13	9

（5）考察・評価：

事業開始の令和3年度は、市内産科医療機関が新生児聴覚検査代をサービス（無料）で実施していたため実績がありませんでしたが、令和4年度以降は、管内の産科医療機関の検査料金の有料化や値上げ等により、毎年10件程度の申請件数で推移しています。

(6) 令和7年度の取り組み：

今年度より近隣自治体と調整を図り、全ての新生児に対し聴覚検査費用を助成する事業を実施しました。契約医療機関外で実施した場合は償還払いにて対応します。生まれつきの難聴児の早期発見・早期療育に向けて、産科医療機関と連携しながら、普及啓発を図っていきます。

7. 新生児訪問指導

(1) 目的：生後28日以内の新生児に対して、保健師または助産師が家庭訪問を実施し、発育・栄養・生活環境・疾病予防など、育児上必要な保健指導を実施することにより、保護者が新生児の育児についての理解を深めるとともに、不安を解消し、児の安全な発育・発達を図ります。 <根拠法令>母子保健法第11条

(2) 対象：新生児及びその保護者

(3) 内容：出生後28日までの期間に保健師または助産師が家庭訪問を実施し、発育・発達状況の確認や計測、母乳相談や育児相談等を行います。その際、健やかな成長と森などの自然を大切にする心を育む目的で、地元の木材を使用した木製品のプレゼント事業を、農林振興課と共同で実施しています

- ・平成25年度～平成29年度 「かまっ木（こ）スプーン」
- ・平成30年度～「はじめてのつみき」

8. 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

(1) 目的：乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、子育てにおけるさまざまな不安や悩みを聞き情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対するサービス提供に結びつけることにより、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。 <根拠法令>児童福祉法第6条の3第4項

(2) 対象：生後4ヶ月を迎えるまでの乳児のいるすべての家庭

(3) 内容：生後4ヶ月までの期間に保健師または助産師が家庭訪問を実施し、発育・発達状況の確認や計測、育児に関する不安や悩みに対して、育児相談を行います。その際、地元の木材を使用した木製品のプレゼント事業を実施しています。

(4) 実績：

内容 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象者（人）	165	165	146	144	151
実施人員（人）	161	159	145	144	151
実施率（%）	97.6	96.4	99.3	100.0	100.0

(5) 考察・評価：

本市は若年・シングルマザー・経済的不安等支援が必要な母子が多い傾向にあるため、出産後の育児不安の軽減・虐待予防に向けて、全戸訪問100%を目指して実施率の向上に努めています。

令和元年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、実施率が低下していましたが、令和4年度からスタートした伴走型相談支援として、出産後の面談を全戸訪問事業に位置づけたこともあり、訪問の受け入れもよく、2年連続して実施率100%を達成しました。

(6) 令和7年度の取り組み：

母子健康手帳交付から妊婦訪問・赤ちゃん訪問と継続的にかかわり支援することで、人間関係を構築し、いつでも相談しやすい関係づくりに努めるとともに、産後安定して子育てできるよう支援します。特に特定妊婦や要保護児童対策地域協議会把握ケース等に対しては、医療機関や関係機関との連携を図りながら、必要時早期訪問や再訪問等実施し保健指導の充実をはかり、継続して実施率100%を目指します。

9. 育児相談

(1) 目的：はいはいやつかまり立ち等、発達項目におけるキーマンスである生後10ヶ月児に育児相談を実施することで、育児に関する不安を軽減し、発育・発達状況の確認を行うとともに、早期に必要な支援を実施します。

(2) 対象：市内在住の生後10ヶ月児

(3) 内容：問診・計測・保健指導・栄養指導

(4) 実施回数：年間12回（月1回）

(5) 実施場所：嘉麻市稲築保健センター

(6) 実績：

内容 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象者（人）	195	168	157	147	130
参加人員（人）	95	109	141	105	97
実施率（％）	48.7	64.9	89.8	71.4	74.6
療育移行者（人）	0	1	1	0	0

(7) 考察・評価：

令和2年度、3年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により事業の延期や中止があり、参加人数が少ない状況でしたが、令和4年度以降は感染予防に配慮しながら実施しました。4ヶ月児健診、7ヶ月児健診より参加者が少ないのは医師の診察がないこと、仕事復帰をする保護者が増えたことが考えられます。

(8) 令和7年度の取り組み：

今年度も感染症対策を徹底して、利用者に向けた周知・啓発を行います。また、10ヶ月児相談から1歳6ヶ月児健診まで、健診の期間があくことから、保護者自身が今後の発達の予測や見通しをもてるような保健指導の充実に努めます。

10. 育児教室

(1) 目的：妊娠・出産・育児に関する知識を普及し、理解を深めるとともに、同じ週数・月齢児をもつ保護者間の情報交換・仲間づくりの場としています。

(2) 対象：市内在住の希望者

(3) 内容：○離乳食教室…月齢に応じた離乳食についての講義・調理実習及び試食

○赤ちゃん体操教室…作業療法士による発達を促す親子遊びの紹介・実演

(4) 実績：

(単位：回・人)

年度 教室名	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数
離乳食教室	2	10	2	8	5	18	6	16	4	14
妊娠期個別栄養支援		170		151		127		127		125
多胎児の育児教室								139	1	5

(5) 考察・評価：

離乳食教室は、乳幼児健診会場で周知・啓発し、養育能力や育児能力、家事能力等に支援が必要な保護者に、特にこまやかな声かけを行い、第1子のお子さんを持つ家庭の離乳食初期の形状を中心に、中期・後期・大人の食事への展開なども取り入れました。開催においては感染症対策に配慮し、定員5人程度で年間4回開催しました。今年度は2回の教室に父親の参加があり、今後も父親の育児参加を促し両親で共に学べる教室として周知していきたいと考えています。

また、今年度、5組の多胎が出生したこともあり、新たな取り組みとして多胎児を対象とした育児教室を実施しました。多胎育児の情報交換や交流をはかることで、子育ての困り感やストレス発散方法等を楽しく学ぶことができ、離乳食の試食やメニューの紹介も行いました。

(6) 令和7年度の取り組み：

離乳食教室については、前年度同様に、初期のまだ離乳を始めていない方対象、離乳食の中期、後期と対象者と内容を分け、年間5回開催予定のほか個別での対応も行います。

また令和3年度から実施している動画による離乳食づくりの配信や健診会場での離乳食レシピカードの提供も継続して実施していきます。

11. 母子栄養強化事業

- (1) 目的：栄養の援助を必要とする妊産婦及び乳児に対して、栄養強化のために必要な食品を無償で支給し、妊産婦及び乳児の栄養の改善向上を図り、母性並びに乳児の健康の保持及び増進に資することを目的としています。

＜根拠法令＞嘉麻市母子栄養強化食品支給実施規程

- (2) 対象：生活保護法による被保護世帯、市町村民税非課税世帯並びに前年度分の所得税非課税世帯に属する妊産婦及び乳児

- (3) 内容：○ 妊 婦：申請を受理した日の月の翌月の初日から出産した日の月末までママミルクを月に24本支給
○ 産 婦：出産した日の月の翌月初日から3ヶ月間、ママミルクを月に24本支給
○ 乳 児：出生後満4ヶ月目の月の初日から出生後12ヶ月目の月末まで、母が希望した粉ミルク1缶を支給

保健師及び助産師が、母子健康手帳交付時や赤ちゃん訪問等において、必要な世帯に、周知・勧奨を行っています。

(4) 実績：

(単位：人)

年度 内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
妊婦	0	3	4	11	8
産婦	2	2	3	8	8
乳児	11	18	17	16	16

(5) 考察・評価：

出生数は減少していますが支給件数はほぼ横ばいで推移しています。

妊娠中から母体の栄養改善に寄り添う支援を実施し、母子保健事業の取り組みを丁寧に行え、必要なケースに対し周知・啓発を行ったことも利用者数の増加につながった一因だと考えられます。

(6) 令和7年度の取り組み：

母乳育児の推進に努めつつ、対象者の経済状況を十分に考慮し、必要な方に支給できるよう母子健康手帳交付時の案内チラシや保健だより、赤ちゃん訪問等で、周知・啓発に努めていきます。

12. 乳幼児健康診査

(1) 目的：乳幼児の成長・発達の状態を明らかにし、疾病や異常の早期発見・早期対応に努めます。

また、保護者の心身の状態及び養育環境の把握を行い、育児に関する不安や悩みの相談に応じ、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、必要時、関係機関との連携を図ることで、乳幼児の健康の保持・増進に努めます。

＜根拠法令＞母子保健法第12、13条

(2) 対象者：○4ヶ月児健康診査：生後4ヶ月の乳児

○7ヶ月児健康診査：生後7ヶ月の乳児

○1歳6ヶ月児健康診査：1歳6ヶ月の幼児

○3歳児健康診査：3歳の幼児

(3) 内容：問診、身体測定、小児科医診察、育児相談、栄養相談、作業療法士による運動発達の相談（7ヶ月児）・臨床心理士による心理相談（1歳6ヶ月児）、歯科診察（1歳6ヶ月児・3歳児）、フッ素塗布（1歳6ヶ月児）、尿検査（3歳児）、スポットビジョンスクリーナーによる検査機器を使用しての視力検査（3歳児）

(4) 実施場所：稲築保健センター

(5) 実施回数：各健診とも月1回ずつ

(6) 実績：

① 4ヶ月児健康診査（全体）

（単位：人）

年度 内容		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象児数		187	168	165	140	148
受診児数		170	157	160	136	147
受診率		90.9%	93.5%	96.9%	97.1	99.3
結果	異常なし	139	183	138	126	127
	既医療	1	5	3	0	20
	要観察	13	30	16	10	0
	要治療	0	0	0	0	0
	要精密	4	2	3	0	0
	療育移行者	0	0	0	0	0

② 7ヶ月児健康診査（全体）

（単位：人）

年度 内容		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象児数		183	168	175	147	143
受診児数		172	145	170	143	136
受診率		93.9%	86.3%	97.1%	97.3	95.1
結果	異常なし	106	159	140	122	116
	既医療	2	5	5	1	1
	要観察	36	67	24	20	17
	要治療	0	2	0	0	0
	要精密	1	2	1	0	0
	療育移行者	2	5	6	0	2

③ 1歳6ヶ月児健康診査（全体）

（単位：人）

年度 内容		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象児数		259	186	176	180	155
受診児数		217	174	166	171	150
受診率		83.8%	93.5%	94.3%	95.0	96.8
結果	異常なし	104	149	91	160	144
	既医療	2	2	0	1	1
	要観察	63	92	71	7	4
	要治療	1	0	1	0	0
	要精密	4	1	3	3	0
	療育移行者	6	1	3	7	1

④ 1歳6ヶ月児健康診査（全体・歯科）

（単位：人）

年度 内容		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受診児数		217	169	165	171	150
未処置でう蝕のある者		1	6	2	1	5
虫歯の総数		4本	19本	5本	4本	16本
咬合異常のある者		44	36	20	21	0
軟組織異常のある者		0	0	0	0	0

⑤ 3歳児健康診査（全体）

（単位：人）

年度 内容		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象児数		300	239	208	181	196
受診児数		248	222	195	173	183
受診率		82.7%	92.9%	93.7%	95.6	93.4
結果	異常なし	94	138	100	138	144
	既医療	1	0	2	2	4
	要観察	99	102	75	14	19
	要治療	3	2	1	0	0
	要精密	25	8	17	19	16
	療育移行者	13	11	22	14	15

⑥ 3歳児健康診査（全体・歯科）

（単位：人）

内容 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受診児数	248	200	194	173	183
未処置でう蝕のある者	54	21	27	19	22
虫歯の総数	239本	72本	106本	70本	104本
咬合異常のある者	25	17	27	14	23
軟組織異常のある者	1	0	1	0	0

（7）考察・評価：

乳児健診ではほぼ高い数値で横ばいの受診率となっています。未受診者のうち、数名は保護者の意思で集団健診は受診しないという方もおられます。そういった方へは訪問を実施し、お子さんの様子を確認し、状況を把握しました。

全体的な取り組みとしては、赤ちゃん訪問時の声かけや、欠席連絡時の次回の案内等で健診日程を伝え、未受診にならないような対応に努めています。

（8）令和7年度の取り組み：

今年度も受診率の向上を目指し受診勧奨に取り組めます。1歳6ヶ月児健診における臨床心理士の発達相談も引き続き行い、保護者に児の特性を踏まえた関わり方のアドバイスや、必要な時は療育教室等早期支援につながるようアプローチをしていきます。

13. 療育訓練

（1）目的：障がいのある乳幼児あるいは、発達の遅れまたは発達の過程で支援を必要とする乳幼児に対し早期から療育訓練を行うことで、乳幼児の健全育成と家族などの支援につながることを目的としています。〈根拠法令〉母子保健法第5条 他

（2）対象者：嘉麻市内に居住する乳幼児で、医師等が療育訓練の必要を認めた者

（3）内容：ことば、運動及び心理の個別訓練と小集団訓練（運動訓練やSSTを含む訓練）、医師診察、保護者の心理相談

* SST…ソーシャルスキルトレーニングの略称（やり取りなどの社会性を学ぶトレーニング）

（4）実施場所：碓井母子保健施設

（5）実績：

（単位：人）

内容 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
療育事業登録者数	213	235	262	235	224
療育事業利用者数	188	153	206	231	162
療育事業延人数	788	539	774	783	613

（6）考察・評価：

令和6年度の登録者数は僅かに減少しておりますが、文部科学省の2022年12月の調査で小中学校の通常学級に在籍する小中学生の8.8%に「学習面、行動面で著しい困難を示す」と報告されており、10年前の調査の6.5%から増加している現状を考えると、継続的な支援の必要性が感じられます。

（7）令和7年度の取り組み：

お子さんの特性やニーズを把握し、民間の事業所や医療機関など多様な社会資源をお子さんに合った形で利用できるように調整しながら支援につなぎたいと考えます。

1) 個別訓練

(1) 目的：言語面、運動面、社会面において発達が気になる児に対し、早期から言語聴覚士や作業療法士、臨床心理士などがかわり、療育訓練を実施することにより、乳幼児の健全育成と家族などの支援につながることを目的としています。

(2) 内容：言語聴覚士による言語訓練、作業療法士による運動訓練やSST、臨床心理士による発達相談（心理相談）、SSTなどを実施。

(3) 実績：

年度			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
内容							
個別訓練	ことばの 教室	実人数（人）	89	94	101	103	80
		延人数（人）	197	235	310	308	214
		日数（日）	39	45	61	60	55
	運動の 教室	実人数（人）	85	111	94	101	73
		延人数（人）	212	375	275	294	254
		日数（日）	68	83	77	86	80
	発達相談 （心理相 談）	実人数（人）	98	91	155	141	89
		延人数（人）	130	127	189	181	116
		日数（日）	43	29	68	76	60
	個別のＳＳ Ｔ	実人数（人）	0	1	0	0	0
		延人数（人）	0	8	0	0	0
		日数（日）	0	8	0	0	0
	延人数合計（人）		745	539	774	783	584
実施日数（合計）		165	150	206	231	195	

(4) 評価・考察：

令和6年度は利用者数が162人と、発達に課題を持つお子さんが多い現状から、市の療育訓練に十分な頻度で参加が難しい状況にあります。今後は、日常の多くを過ごす保育所（園）・幼稚園などでも療育の支援が受けられる取り組み（要望に応じた個別訪問など）を検討していきます。

(5) 令和7年度の取り組み：

療育訓練事業の見直しを行い、碓井母子保健施設で行う個別訓練だけでなく、保育所（園）・幼稚園などの就学前施設へ出向いて行う個別訪問を実施していきます。

また、最近の傾向として、児の発達支援において、児の発達以外に、保護者の養育能力や家庭環境などが複雑に絡み合って児への療育の実施だけでは解決できない事例もみられていますので、児や保護者の背景の把握にも努めていきたいと考えております。

2) 医師診察

(1) 目的：療育教室において、保護者の理解が乏しく療育が進まないケースや、療育のみの支援では難しく、投薬や医療的リハビリなどが必要なお子さんに対し医師診察を行います。

(2) 内容：飯塚病院の小児科医が碓井母子保健施設にて必要に応じて診察を実施。

(3) 実績：

内容 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実人数（人）	0	0	0	0	0
延人数（人）	0	0	0	0	0
日数（日）	0	0	0	0	0

(4) 評価・考察：

令和6年度は、医師の診察はありませんでした。医師の診察が必要なケースに対しては、2カ月に1回、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所で実施されている乳幼児発達診査事業に繋がりました。乳幼児発達診査事業では、医師の診察と臨床心理士の発達検査を同時に受けることができます。

(5) 令和7年度の取り組み：

医師診察への案内が適していると考えられるケースについて、実施することとしています。

市の療育と医療がつながることで、お子さんの発達への適切な対応が更に確立できるよう支援していきたいと考えます。

3) 心理相談

(1) 目的：保護者の心理状態が不安定だったり、育児疲れがみられるケースなどは虐待のリスクが高まり、適切な育児ができなくなることが多いため、臨床心理士による保護者の心理相談を実施することで、気持ちを整理したり、複雑な気持ちを吐露する機会につなげることを目的に、保護者のメンタルサポートを実施します。

(2) 内容：月1～2回（半日）、臨床心理士による心理相談を実施。

(3) 実績：

内容 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実人数（人）	10	8	9	7	12
延人数（人）	16	15	21	17	29
日数（日）	11	8	10	9	15

(4) 評価・考察：

令和6年度は実人数・延べ人数共に増加しております。利用されている方の内容としては、育児に悩みを抱えている方と、母自身の精神面の不調が原因で生活していくこと自体に困難を感じている方と半々の利用が見られております。必要に応じて医療へご案内、途切れないように定期的に教室にお声掛けを行うなどして、一人で抱え込まないように支援をしていきました。

(5) 令和7年度の取り組み：

保護者の心の健康は、お子さんの心身の成長に大きく影響することから、本年度も臨床心理士の協力を得ながら月1～2回の頻度で心理相談を行い、保護者の精神的サポートに努めます。

また、関係機関と連携をしていくことで、相談内容によっては他の職種も含めてケース対応をしていきたいと考えます。

14. 乳幼児育成指導事業(巡回相談)

(1) 目的：保育所（園）・幼稚園を巡回訪問し、発達が気になる児を早期に発見し、支援することで、児の健やかな成長と保護者の育児不安や負担の軽減を目的としています。

(2) 対 象：嘉麻市内の公立保育所・私立保育園・幼稚園・認定こども園に通園中の児

(3) 内 容：臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士の専門相談員が保健師等とともに保育所（園）・幼稚園を訪問します。お子さんの園（所）での生活を実際に見た上で、状況に沿った専門的なアドバイスを行い、個別相談が必要なケースについては後日、日程を設けて相談に応じます。平成24年度より関係各課で連携し、就学に向けての準備・体制を整える巡回相談を行っています。

(4) 実 績：

○巡回事業（個別相談含む）

（単位：人）

内容 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延人数（要観察児）	242	458	494	567	1065
実人数（要観察）	225	458	487	563	587
療育への移行	13	15	27	24	13

○個別相談のみでの人数

（単位：人）

内容 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延人数	17	21	27	24	13
実人数	17	21	27	24	13
内：就学前検査実施人数	17	5	2	2	1

(5) 評価・考察：

令和6年度は、各園のニーズに応じて年1～4回の実施と致しました。また園より相談のあった場合には個別に訪問するなどの対応を行い、8月に市内幼稚園・保育所（園）職員を対象とした乳幼児の発達についての研修を実施しました。

巡回相談事業のフォローとして令和2年度より始めた年長児を対象にした保護者アンケートを、令和3年度から年中児の保護者にも拡げ、令和4年度からは市内園の年中・年長児に加えて市外園に通う年長児保護者へも郵送にてアンケートを実施しました。令和6年度は、年長児：236名配布、回収216名（91.5%）、年中児：202名配布、回収184名（91.1%）から回答を得ることができました。「心配なことはない」との回答がほとんどでしたが、中には漠然と就学に不安を抱いている保護者もみられ、臨床心理士の個別相談や教育相談員の紹介を行いました。園巡回だけでは相談につながらなかった場合も考えられるため、アンケートを実施し、保護者の心配なことを直に把握できる機会となりました。

(6) 令和7年度の取り組み：

年度途中、保育園長会議等に参加し現場の意見を聞きながら乳幼児育成指導事業の見直しを行っています。

また、年長・年中児アンケートも引き続き実施します。5年目の実施となり、アンケートの実施が浸透していると感じています。引き続き、園や担任の先生に丁寧に説明し、保護者へお声かけ頂くことやオンライン回答等を活用し、保護者の利便性も考慮していきます。

15. 嘉麻市発達支援連携協議会

(1) 目 的：個別の支援を必要とするお子さんの早期発見、早期対応を行うとともに、関係機関の連携のもと、そのお子さんに応じた適切な支援を継続して行うための体制を総合的に推進します。

＜根拠法令＞嘉麻市発達支援連携協議会条例（平成27年7月1日施行）

(2) 対象者：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（引き続き、高等学校に在学する者で18歳以上の者を含む。）

(3) 内 容：外部団体を含む各関係機関の代表者20名で構成しており、市内に住所を有する児童・生徒又は市内の小中学校等に在籍している児童・生徒の発達支援に関する課題を検討し、総合的な発達支援のための体制を構築します。

(4) 実施場所：嘉麻市役所 碓井文化ホール

(5) 実施回数：1回

(6) 実 績：第1回：発達支援に関する各事業の令和5年度実績について、リーフレットの活用について他、この協議会を通して、嘉麻市全体で発達障がいへの理解促進や、支援体制構築の推進を目指します。庁内の関係各課と連携を保ち、就学前から就学後までの支援体制の強化を図っていきたいと考えます。

16. 予防接種

1) 乳幼児及び児童、生徒



(1) 目的：予防接種を行い、伝染病の蔓延を防ぎ、感染から乳幼児の健康を守ることを目的としています。 <根拠法令> 予防接種法第2条第2項

(2) 方法：福岡県内実施医療機関にて個別接種

(3) 接種年齢及び接種期間：

種類	接種年齢	接種開始	回数		備考
ロタワクチン					1 回目は 14 週 6 日までに実施
・ ロタリックス	生後 6 週～24 週		2 回		
・ ロタテック	生後 6 週～32 週		3 回		
ヒブ ワクチン	生後 2 ヶ月～5 歳未満	生後 2～7 ヶ月未満	初回	3 回	接種開始年齢により、回数、間隔が異なる。
			追加	1 回	
		生後 7～12 ヶ月未満	初回	2 回	
			追加	1 回	
	1 歳～5 歳未満	1 回			
小児用 肺炎球菌 ワクチン	生後 2 ヶ月～5 歳未満	生後 2～7 ヶ月未満	初回	3 回	接種開始年齢により、回数、間隔が異なる。
			追加	1 回	
		生後 7～12 ヶ月未満	初回	2 回	
			追加	1 回	
		1 歳～2 歳未満	初回	1 回	
			追加	1 回	
2 歳～5 歳未満	1 回				
B型肝炎	1 歳未満	3 回		母子感染予防で接種の場合は対象外	
四種混合	生後 2 ヶ月～7 歳 6 ヶ月未満		初回	3 回	破傷風、ジフテリア、百日咳、ポリオ
			追加	1 回	
五種混合	生後 2 ヶ月～7 歳 6 ヶ月未満		初回	3 回	四種混合にヒブ追加。 令和 6 年 4 月～開始。
			追加	1 回	
B C G	1 歳未満	1 回			
MR	1 期:1 歳～2 歳未満		1 回		
	2 期:年長児		1 回		
水痘	1 歳～3 歳未満		2 回		すでに水痘に罹患した児は対象外
日本脳炎	1 期:生後 6 ヶ月～7 歳 6 ヶ月未満		初回	2 回	
			追加	1 回	
	2 期:9 歳～13 歳未満		1 回		
二種混合	11 歳～13 歳未満		1 回		
子宮頸がん ワクチン(注 1)	サーバリックス ガーダシル	中学 1 年 ～高校 1 年の女子	3 回		シルガード 9 のみ、開始年齢によって 接種回数が異なる。
	シルガード 9		15 歳未満で開始 のとき 2 回		
			15 歳以上で開始 のとき 3 回		

(4) 乳幼児予防接種実績：

内容 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ヒブワクチン	644	650	620	530	183
肺炎球菌ワクチン	634	642	616	530	571
B型肝炎	461	483	450	382	424
ロタワクチン(注2)	100	380	346	291	339
四種混合	686	659	631	579	191
五種混合	-	-	-	-	391
BCG	168	156	168	129	146
MR1期	187	154	166	129	140
MR2期 (接種率%)	239 (94.5)	231 (90.5)	217 (86.8)	233 (91.0)	197 (87.5)
水痘	365	318	290	272	258
日本脳炎	1085	777	916	735	672
二種混合	287	247	180	212	211
子宮頸がん予防(注1)	3	69	138	134	731

(注1) 子宮頸がんワクチンは平成25年6月から接種勧奨差し控え

(注2) ロタワクチンは令和2年10月より開始

(5) 評価・考察：

ほとんどのワクチンは対象年齢が幅広く、複数回接種することから接種率の計上は難しいため接種者数を計上しています。なお、MR（麻しん風しん混合）2期のみ対象者が決まっていることから、接種率が計算できるため接種率を記載しています。

子宮頸がん予防（HPV）ワクチンについては、平成25年6月より積極的な接種勧奨を差し控えていた時期があり、それにより接種機会を逃した方への対応として、令和4年4月から定期接種の対象年齢を超えて接種を行う「キャッチアップ接種」を実施していました。その制度が令和6年度末で最終年度となる予定であったため、対象者への個別通知やホームページやラインによる配信、休日当番医による接種等、様々な接種勧奨を実施したことで、かけこみ接種が増加し、接種者数が大きく増えたと考えられます。

(6) 令和7年度の取り組み：

各予防接種について、必要な時期に個別通知やホームページ等で接種勧奨を行います。MRワクチンの対象者へはワクチンの流通状況をみながら、適宜案内をしていきます。HPVワクチンのキャッチアップ接種は、かけこみ接種により地域によってワクチンの不足が生じたことから、キャッチアップ期間が1年間延長となっています。

2) 高齢者定期予防接種

(1) 目的：予防接種を行い、伝染病の感染から高齢者を守ります。

＜根拠法令＞予防接種法第2条第3項

(2) 対 象 :

種 類	対 象 者	回 数	備 考
高齢者 インフルエンザ	・ 65 歳以上 ・ 60～65 歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がい を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能の日常生活がほとんど不可能な程度の障がい を有する者	毎年度 1 回	・ 接種期間: 10 月 1 日～12 月 30 日 (令和 6 年度は翌年 2 月 28 日まで延長)
高齢者肺炎球菌	・ 65 歳 ・ 60～65 歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がい を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能の日常生活がほとんど不可能な程度の障がい を有する者	1 回	・ 経過措置が終了し、令和 6 年度より、 65 歳到達者のみ対象。 ・ 接種可能期間は、65 歳の誕生日の前 日から 66 歳の誕生日の前日まで
高齢者 新型コロナ予防接種	・ 65 歳以上 ・ 60～65 歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がい を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能の日常生活がほとんど不可能な程度の障がい を有する者	1 回	・ 令和 6 年度より定期予防接種(B 類疾病)として開始。 ・ 接種期間: 10 月 1 日～翌年 3 月 31 日まで

(3) 方法・実施場所: 福岡県内実施医療機関にて個別接種

(4) 自己負担額: ○インフルエンザ: 1,500 円

○肺炎球菌: 2,400 円

○新型コロナ: 2,100 円

※生活保護世帯、市民税非課税世帯の方は減免(インフルエンザ、肺炎球菌共通、新型コロナ)

(5) 実 績 :

年度 項目	令和 2 年度			令和 3 年度			令和 4 年度			令和 5 年度			令和 6 年度		
	対象者 (人)	接種者 (人)	接種率 (%)	対象者 (人)	接種者 (人)	接種率 (%)	対象者 (人)	接種者 (人)	接種率 (%)	対象者 (人)	接種者 (人)	接種率 (%)	対象者 (人)	接種者 (人)	接種率 (%)
インフル エンザ	15,242	10,191 (27)	66.9	15,281	8,759	57.3	15,155	8,764 (14)	57.8	14,361	8,178 (9)	56.9	14,131	7,800 (10)	55.2
肺炎球菌	1,917	639 (1)	33.3	2,013	595	29.6	1,842	460	25.0	1,916	535	27.9	478	87	18.2
新型コロナ													14,100	2,268 (5)	16.1

※ () は 60～65 歳未満の接種者の実数を別掲

※令和 2 年度のインフルエンザ予防接種は、新型コロナウイルス感染症対策の一貫で、自己負担分を県が負担したため、接種費用は無料でした。

※対象者: 【インフルエンザ】令和 7 年 2 月 28 日現在 65 歳以上

【肺炎球菌】接種できる期間が誕生日により異なるため、昭和 34 年 4 月 2 日から昭和 35 年 4 月 1 日生までを計上。接種者数も対象者で接種された方のみ。

【新型コロナ】令和 7 年 3 月 31 日現在 65 歳以上

(6) 評価・考察：

令和6年度から、新型コロナ予防接種が定期予防接種として65歳以上の方を対象に開始されました。接種率としては、臨時特例接種において、回数を重ねるたびに接種率が低下していましたが、7回目の接種率よりも低く16.1%でした。コロナの感染情報が、定点報告になり、感染状況が見えにくいこと、臨時特例接種時の副反応の認定についてニュース報道がされ接種を控える方、自己負担の発生で接種を控える方など接種率の低下につながっていると考えられます。高齢者のインフルエンザは今年度流行時期が10月頃から始まり、予防接種を受ける前に罹患してしまった方もあり、接種率が若干低下しています。高齢者肺炎球菌についても、誕生日月に個人通知は実施しましたが、昨年度の65歳の受診率40%程度が、18.2%とかなり低下しています。

(7) 令和7年度の取り組み：

令和7年度より、带状疱疹予防接種が定期接種化されます。高齢者のB類疾病の予防接種の種類が増えてきており、市民の方も混乱をしているような状況が起きています。広報やホームページ等で情報提供を行い、誤接種が発生しないような体制を検討します。

飯塚市、桂川町とともに医療圏で医師会と協議し、市民の方が安心して接種できる接種体制を構築します。

3) 風しん予防接種助成事業

(1) 目的：妊婦が風しんに感染すると目や耳、心臓に障がいを持った先天性風しん症候群の赤ちゃんが生まれる可能性があるため、妊婦の風しん感染予防を目的に予防接種の助成を行います。

(2) 対象者：風しん抗体検査の結果、抗体価が十分でない者で以下の該当者

〔女性〕妊娠を希望する者、妊娠する可能性の高い者（ただし妊娠中の者、妊娠の可能性のある者を除く）

〔男性〕妊婦（妊娠希望者）の配偶者（パートナー含む）または同居者（生活空間を同一にする頻度が高い家族など）

＊この制度で抗体価が十分でないとは、HⅠ価16倍以下、EⅠA価8未満。

(3) 方法・実施場所：嘉麻市、飯塚市、桂川町の指定医療機関にて個別接種

(4) 自己負担額：MRワクチン（麻しん風しん）：4,065円

風しんワクチン：501円 ※生活保護世帯、市民税非課税世帯は無料。

(5) 実績：

(単位：人)

内容 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
MRワクチン	23	30	21	19	19
風しんワクチン	3	8	3	5	1
計	26	38	24	24	20

(6) 評価・考察：

市内の産科医療機関において、産後の健診で抗体価が低かった妊婦に対し、予防接種を勧める取り組みをされる等ご協力いただいております。接種者数に経年的な変化はありません。

(7) 令和7年度の取り組み：

風しんの予防、感染の拡大防止には、予防接種が効果的であるため、今年度も引き続き、母子健康手帳交付時や乳幼児健診時、赤ちゃん訪問時などの機会をとらえて、普及啓発を行い、接種勧奨に努めます。

4) 風しん追加的対策

(1) 目的：平成30年7月以降、風しんの患者数が増加していることから、国は予防接種法を改正し、これまで公的に風しんの予防接種を受ける機会がなく、特に抗体保有率が低い昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性を対象に、平成31年からの3年間と令和4年からのさらに3年間において、風しんの追加的対策（風しん第5期定期予防接種）を実施することになりました。

(2) 対象者：昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性

(3) 方法・実施場所：

- 市から抗体検査と予防接種のクーポン券を発行し対象者へ送付
- 対象者は、クーポン券を持参し、医療機関、職場の健診等で抗体検査を受検
- 抗体価が低い場合に予防接種を実施
- 風しん追加的対策事業を行っている全国の医療機関で抗体検査及び予防接種を実施

(4) 周知方法：対象者へのクーポン券・案内の発送、広報紙やホームページへの掲載、新庁舎前のデジタルサイネージなどにより周知しています。

(5) 実績：

(単位：人)

内容 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
抗体検査	476	31	149	73	38
予防接種※	118	12	43	14	17

※予防接種は、抗体検査受検後抗体価が低い場合に実施。

(6) 評価・考察：

事業の最終年度であったため、抗体検査の受診者は減少したものと考えます。令和6年3月に最終年度のお知らせを通知したことから、過去に抗体検査を受け、抗体価が低いと判断されていた人が予防接種を受けたため、接種者数は昨年度より増えたのではないかと考えます。

(7) 令和7年度の取り組み：

令和6年度、全国的にMRワクチンが不足したことから、予防接種のみ、接種の機会が1年間延長されました。ただし令和7年3月末までに抗体検査を受けた人に限ります。

5) 造血細胞移植後の再接種助成事業（令和2年度より実施）

(1) 目的：骨髄移植等による造血幹細胞の移植により、すでに接種していた定期予防接種の予防効果が低下や消失したことで、任意によるワクチン再接種が必要であると医師が認めた人に対し、被接種者及びその保護者の経済的負担を軽減するとともに、疾病の発生等を予防するため、再接種に係る費用の助成を行います。

(2) 対象者：助成の対象者は、次のすべてに該当する人です。

- 費用助成の認定申請をする日および再接種を受ける日において市に住所を有する人

○造血細胞移植により、移植前に接種した定期予防接種（A類疾病）の免疫が低下又は消失したため、再接種が必要と医師が認める人

○再接種を受ける日において20歳未満の人

○令和2年7月1日以降に再接種を行う人

（3）助成額：市から認定を受けた再接種について、再接種にかかった費用を助成。

※市の定期予防接種委託料が上限。

（4）実績：令和3・4・5・6年度助成実績なし

（5）評価・考察：

令和2年7月から制度を開始し、助成に対する相談、認定申請はあったものの、助成にまでは至っていません。対象となる症例が少ないものの、該当となるケースがあるため、引き続き助成できる体制が必要であると考えます。

（6）令和7年度の取り組み：

制度についての周知を行うとともに、助成の手続きがスムーズに進むよう努めます。

第4章 健康増進事業

健康教育

＜根拠法令＞健康増進法第17条第1項

1. 稲築保健センター運動指導

(1) 目的：身体活動や運動について意識や態度を向上させ、運動習慣を身に着けることを目的としています。

(2) 対象者：嘉麻市民（嘉麻市外でも利用可）

(3) 内容：稲築保健センター2階健康増進室の運動器具を常設しており、安価な金額で運動をすることができます。また、運動指導士による個別の運動指導や相談を週2日実施しております。安全で効果的な運動指導や集団での運動教室を行っています。

○事業委託先：福岡労働衛生研究所

(4) 周知方法：保健だより、広報、特定健診結果説明時案内

(5) 実績：

(ア) 稲築保健センター健康増進室利用者（延人員）

月曜日～金曜日 午前9時30分～午後8時

（単位：人）

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
10歳代	1	0	0	0	0
20歳代	2	0	0	0	1
30歳代	111	41	2	53	3
40歳代	3	3	11	45	49
50歳代	57	130	159	182	241
60歳代	854	1,087	1,108	1,553	2,067
70歳代	1,507	2,078	3,012	3,159	3,545
80歳以上	687	538	720	1,297	1,310
男性	1,201	1,435	1,454	2,051	1,947
女性	2,021	2,442	3,558	4,238	5,267
計	3,222	3,877	5,012	6,289	7,214

(イ) 稲築保健センター健康増進室（運動指導士来庁時）

運動指導士在室時間（火曜日・木曜日：午前9時30分～午後4時30分）

① 新規利用者数

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新規利用者数	36	44	59	78	83

② 15分ミニ運動教室（運動指導士来庁時火・木曜日に実施）

＜教室内容＞

	火曜日	木曜日
10:30～	ステップで脚力アップ	バランスボールで姿勢づくり
13:30～	にこにこエアロビクス	ステップで脚力アップ
14:30～	バランスボールで姿勢づくり	にこにこエアロビクス

《教室参加人数（延人員）》

（単位：人）

年齢 年度	39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上	男性	女性	計
令和 2 年度	実施せず					
令和 3 年度	未把握			166	362	528
令和 4 年度	2	165	1,660	506	1,321	1,827
令和 5 年度	15	239	2,147	573	1,828	2,401
令和 6 年度	0	465	2,334	656	2,234	2,799

（6）考察・評価：

新型コロナウイルス感染症による利用者減少から順調に回復しています。40 歳代以上のすべて年代において過去 5 年間で最も多い状況です。広報 9 月号健康増進月間特集記事での事業周知を行った影響と考えます。特に女性の利用者に顕著な増加がみられます。

健康運動指導士の在室日（火・木曜日）は一日 40 人前後の利用があり、4 割の方が運動指導士が行う 15 分ミニ運動教室を利用しております。

令和 6 年度から運動による生活改善が効果的と思われる特定健診や骨粗しょう症検診の対象者に、健康づくりの一步を踏み出すきっかけとなることを期待し、稲築保健センター健康増進室の一部に無料体験チケット（1 回分）の配付を開始しました。令和 6 年度は 283 名に配布し、10 名の方が利用されました。

（7）令和 7 年度の取り組み：

広報や保健事業を活用し健康増進室の周知を図ります。一部の保健指導対象者への無料体験チケット贈呈も引き続き継続します。また、健康運動指導士の教室回数を 3 回から 4 回に増やし、教室時間帯の混雑緩和を図ります。

2. 健康度測定会

（1）目 的：体成分や運動機能測定により、自分自身の健康度を確認し、身体活動量を増加する動機づけを行い、行動変容を促していくことを目的とします。

（2）内 容：体組成成分測定を実施し、運動指導士の結果説明とアドバイスを行う。運動習慣がない者には健康増進室利用を勧奨する。希望者には血管年齢測定や健康ポイント事業の周知を行う。

（3）実 績：

（単位：人）

内容 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
実施回数	1 回	1 回	2 回	1 回	1 回
参加人数（健康度測定会）	71	39	117	54	64
（結果説明会）	20	32	29	17	未実施
（増進室体験利用）	9 名見学 4 名利用	2	6	3	1

（4）考察・評価：

令和 6 年度は稲築保健センターで実施される総合健診日に併せて教室を実施しました。健診受診をきっかけに参加された 33 名中 30～40 歳代が 12 名見られ、普段仕事などで忙しく運動無関心層が多い年代の運動習慣の動機づけになりました。継続して測定会を利用している方は、普段から運動習慣があり、結果が実年齢よりも良い方が多く、毎日の運動の効果を確認され、運動継続の動機づけになったと考えます。また、この教室でふくおか健康ポイントアプ

りの紹介を行い、新規登録者を獲得する機会にも結びました。

(5) 令和7年度の取り組み：

総合健診の日程と併せた教室実施を継続します。普段保健事業の利用が困難な年代の参加に繋がたいと考えます。

3. 男性料理教室

(1) 目的：高齢者の肥満や低栄養が課題となっている中、毎日の食事に困っている独居の高齢者等の男性が、自ら健康に気を配り、元気に暮らすことができるよう自立支援と生活習慣病予防を目的としています。

(2) 内容：料理初心者の男性を対象に、6回1クールで行う生活習慣病と食事の講話及び調理実習

(3) 実績：

年度 内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施回数	4回	4回	5回	6回	6回
実人員	7人	9人	13人	8人	14人
延人員	22人	31人	59人	39人	63人

(4) 考察・評価：

令和6年度も若年世代への周知としてLINEやホームページ掲載による通知を実施し、その結果、若年世代の方2名にお申込みいただきました。参加理由としては「人に勧められた」、「興味があった」が多く、次いで「食事面や健康面で気になることがあった」という結果でした。教室のメニューを再度家でも作ったか？との問いで一番多くの方が「作った」と答えた料理は「電子レンジと冷凍食品で簡単中華」でした。教室では集団で調理を行いますが、一人でも簡単にできそうと思えることが家庭での実践へつながるため、今後男性料理教室に求められる工夫だと感じました。出席率は7割以上で参加者が興味をもてる教室だったのではないかと考えます。

(5) 令和7年度の取り組み：

令和7年度も、引き続き事業を展開します。募集案内については、令和6年度に広報(9月号)を見てのお申込みが多数あり、効果的に集客ができたので、令和7年度は個人通知を行わず、引き続き広報にて募集案内し、新規参加者を募りたいと思います。また、若年世代へのLINE通知を男女関係なく配信することで、周知を広げていきます。

4. 健康プラス教室

(1) 目的：生活習慣病予防の発症と重症化を予防するための生活習慣の改善として、主に身体活動量の増加と野菜摂取量を増加させることを目的としています。

(2) 内容：年間1回の集団教育

- ・体組成及び血管年齢測定
- ・保健師講話(嘉麻市の健康データに基づく情報提供)
- ・ヨガ体験(インナーマッスルの刺激で太りにくい体作り)
- ・栄養士講話(野菜の働き、摂取量増加のための工夫)
- ・ベジタブルランチの試食

(3) 実 績：

(単位：人)

回数		1 回	2 回	3 回	計
年度					
令和 2 年度	参加人数	18	8		26
令和 3 年度	参加人数	20			20
令和 4 年度	参加人数	29			29
令和 5 年度	参加人数	23			23
令和 6 年度	参加人数	31			31

(4) 考察・評価：

教室内容は、例年通り血管年齢測定、体組成測定を当日実施し、参加者の意識向上を図りました。ヨガ体験では、日常生活の合間に気軽に身体活動量を上げられるコツをつかめる内容であったのではないかと考えます。

この教室を通して、日々の運動量について見つめ直し、現状と向き合い、生活習慣の改善へと繋がる動機づけとなっていたのではないかと考えます。参加者アンケート結果では、1日1時間程度の身体活動量がない方が8割、野菜摂取量が目標の350gの半量以下の方が4割でした。祝日開催だったことや、広報で大きく取り上げてもらったことで、普段は健康教室に参加されないような方にも興味を持っていただけたのだろうと考察します。

(5) 令和7年度の取り組み：

若年世代を主な対象者に設定し、プレコンセプションケア（将来の妊娠を考えながら女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うこと）の視点から、生活習慣の改善や野菜摂取量を増加していく教室内容で実施を予定しています。

5. 子どもと若年世代の食生活改善事業(令和5年度開始事業)

- (1) 目 的：令和4年度に実施した保健計画のアンケート調査の結果から見てきた「若年層の朝食欠食」「それに伴う野菜摂取量の不足」「濃い味志向」といった食生活上の課題について、子育て世代に係る関係機関等と連携し、食を通じた健康づくりの普及啓発、ライフステージに応じた食育に取り組みます。

(ア) 朝ごはん&ベジ事業

- (1) 内 容：総合健診の実施日のうち、若年者が多く受診する総合健診日を活用し、受診者に手軽に摂取できる試食品（スムージー）を提供、管理栄養士による指導を行い、朝食と野菜の摂取について行動変容の動機づけを行いました。

(2) 実 績：

回数		1 回	2 回	計
年度				
令和 5 年度	参加人数（人）	47	69	116
令和 6 年度	参加人数（人）	140		140

(3) 考察・評価：

本事業は総合健診を受診しに来場されている方を対象としているため、健康意識が高い方ばかりでなく、意識の低い集団に対しても指導ができ、それぞれの方に朝ごはん・野菜をしっかり摂るという事をすすめることができたと思います。また、試食を配布した140名の内83名にアンケートへ回答いただき、半数以上がターゲット層である10代～50代の若年層という結果でした。公私ともに忙しい年代で、市町村が行う健康増進事業への参加が普段は難しい方々に対して、効率的に事業を展開することができたと考えます。

(4) 令和7年度取り組み：

11月9日の総合健診会場で実施する計画です。

(イ) ヘルシーメニュー提供店舗の普及

(1) 内 容：福岡県が取り組んでいる「食の健康サポート店」の基準を満たす市内飲食店を発掘し、広報等に掲載することで、個々人の状況にあった食事を選択し、健康管理に役立てることができることを目的とします。

(※) ヘルシーメニューとは、野菜たっぷり・塩分ひかえめ・カロリーひかえめな定食メニューです（野菜たっぷりのみ、定食でなくても可）。福岡県が定める3つの基準のうち、いずれか1つ以上の要件を満たすことが条件

(2) 実 績：広報9月号「健康増進月間特集」にて、4店舗のヘルシーメニューを掲載しました。

(単位：店舗)

年度 \ 区分		新規	継続	計
令和5年度	食の健康サポート店への登録	3	1	4
令和6年度	食の健康サポート店への登録	0	4	4

(3) 考察・評価：

生活習慣病の予防のためには市民一人一人の知識を高めることも重要ですが、社会全体で健康づくりを支えるための食環境の整備も重要と考えます。ヘルシーメニューの普及を通して関係団体ともより連携が取れ、店舗増へ取り組むことができたと感じています。周知方法としても広報への掲載は効率的に市民に周知できる方法として有効であったと考えます。

(4) 令和7年度取り組み：

広報9月号「健康増進月間特集」にて、継続してヘルシーメニューを掲載する計画です。

(ウ) 5月17日(高血圧の日)啓発事業

(1) 内 容：日本高血圧学会が制定した“高血圧の日”に併せ、啓発ブースを設置し、減塩や家庭血圧測定的重要性、また、減塩食品の利用について普及啓発を行います。

(2) 実 績：今年度はいわみハートクリニック、吉原医院など地域の医療機関において、啓発ブース（減塩調味料の試供品、パンフレット、減塩レシピ）による啓発普及活動を実施しました。展示スペースの関係で、来場者アンケートは実施できておりませんが、資料等の配布数は以下のとおりです。また、令和5年度に作成した減塩啓発動画「始めよう！ちょっとだけ減塩」を嘉麻市公式 YouTube 上に配信を開始し、教室等での啓発にも活用しました。

年度 \ 内容	減塩調味料 試供品	パンフレット・減塩レシピ等	血圧手帳	アンケート 回答数
令和5年度 配布数	100	延べ407	64	18
令和6年度 配布数	134	延べ170	配布なし	未実施

(3) 考察・評価：

令和6年度は、すでに医療が介入している市民が利用する医療機関にて実施したことで、より関心度の高い層へ啓発普及ができたと考えています。無理なく減塩食を続けていくためには、減塩調味料への置き換えは大変有効であると考えていますが、減塩調味料のサンプル配布を行ったことで、今後の使用へとつながるきっかけづくりになったのではないかと考察しています。

(4) 令和7年度取り組み:

今年度は本庁1階ロビーにて、啓発ブース（減塩調味調の試供品、パンフレット、減塩レシピ）の設置や適塩みそ汁の試飲、市内弁当業者の協力による減塩弁当の販売や健康づくりに関する連携協定を締結している新生堂薬局による健康相談会や減塩食品の試食などを実施しました。

(エ) 食育レシピの普及

(1) 内 容：関係機関等の協力により食育レシピ等の情報を集約し、ＩＣＴ媒体を活用し、子育て世代への食育情報を発信します。

(2) 実 績：市内保育園・幼稚園に新たに朝食レシピをご提供いただき、集約し公式ホームページ内の「健康レシピ」に更新をしています。また、食生活改善推進会の過去の活動において活用したレシピを取りまとめ、令和6年11月より、公式ホームページに掲載を開始しました。

【年度末時点での掲載レシピ数】

年度		区分	保育園 朝食	保育園 人気	子ども が喜ぶ	生活習慣 病予防	シニア 世代	郷土料理	食進会 レシピ	計
令和5年度	健康レシピ掲載数			14	12	16	5	6		53
令和6年度	健康レシピ掲載数	16	14	12	16	5	6	36		105

(3) 考察・評価：

食育情報を発信するための媒体として SNS を活用することは、普段健康教室に参加が難しい若い世代の方に特に有効であると考えています。市内保育園・幼稚園のご協力もあり、今年度もホームページへのレシピ掲載数を伸ばすことができました。また、このレシピを他の事業の中でも活用ができたり、保育園・幼稚園でのイベントで活用していただけたりと、相互に有効活用ができています。

また、食生活改善推進員のレシピ掲載においても、高齢化により郷土の食の継承が途絶えないためにも、データとして残しておける形にすることは大きな意義があると考えています。

(4) 令和7年度取り組み：

嘉麻市で、特に若い世代に野菜を食べる大切さを普及することを目的として、市内保育園・幼稚園等にご協力をいただきながら、野菜レシピ集を製作し、配布・SNS 等での発信を行っていく予定です。また、引き続き子育て世代の保護者や若年者へ食育情報を発信します。

6. 受動喫煙防止普及啓発事業(令和6年度開始事業)

(1) 目 的：保健計画アンケート結果では、市民の喫煙率は各年代で減少していたものの、がんの部位別死亡割合において、男女共に気管・気管支及び肺の割合が増加していたこと、家庭で受動喫煙をうけている割合の増加という課題について、市民の受動喫煙の害について知識や意識を向上に向けて啓発普及活動に取り組みます。

(ア) 小学校における児童への受動喫煙防止普及啓発

(1) 内 容：市内小学校の協力により、小学6年生保健『予防できる病気』の単元で健康課作成の受動喫煙防止普及啓発動画を児童に視聴してもらう。また、児童を通じて保護者への授業内容を報告した文書を配布し、児童及び保護者に受動喫煙防止について啓発普及を行う。

- (2) **実績：**市内小学校 7 校、児童 227 人に啓発動画をしてもらい、授業終了後には保護者に、授業内容の報告するチラシを配布しました。

内容 \ 年度	令和 6 年度
実施校（数）	7
参加児童数	227

(3) **考察・評価：**

授業終了後の児童アンケートでは喫煙・受動喫煙・新型たばこの害について、いずれも理解度が上昇しました。特に新型たばこの害についての理解度に大きく変化がありました。また、自由記載の感想には、87 人（39%）の児童が家族や周囲の受動喫煙に気を付けたいと回答し、家族が喫煙しているときはそばに寄らない、息を止めて走り去る等具体的な対応についても考えてくれたことがわかりました。また、将来タバコは吸わない 54 人（24%）、家族に禁煙してほしい、禁煙を勧めたいと書いてくれたお子さんが 7 人（4%）いました。

(4) **令和 7 年度の取り組み：**

今年度も市内小学 6 年生を対象に事業を継続します。保護者も動画視聴ができるよう、啓発動画の YouTube 配信、保護者配布用チラシ内容の充実に努めたいと思います。

7. 歯と口の健康づくり事業（令和 7 年度新規事業）

- (1) **目的：**嘉麻市第2次保健計画において、幼児のう歯有病率、児童生徒のう歯経験歯数等は国県を上回る状況です。また、三歳児健診以降のむし歯予防対策については、家庭での教育が中心となり、行政の歯科保健教育の機会はなく、健康格差が生じている課題について、こどもたち個々との口腔保健意識を高め、さらに健康格差の縮小に向けて就学前施設における普及啓発に取り組みます。

(ア) 就学前施設における歯科保健教育（令和 7 年度開始事業）

- (1) **内容：**市内就学前施設の協力により、児童に染め出しを伴う歯科保健教育を行う。また、児童を通じて保護者へ教室内容を報告した文書を配布し、幼児の歯口清掃や食習慣などの基本的な歯科保健習慣や予防歯科について啓発普及を行う。
- (2) **令和 7 年度の取り組み：**
令和 7 年 9 月から就学前施設において事業を開始します。

8. 出前講座

- (1) **目的：**地域の公民館等に出向き、介護予防及び生活習慣病予防・重症化予防についての普及啓発を目的としています。
- (2) **内容：**5 人以上集まる地域の公民館等で、申請により集団健康教育を実施します。高齢者相談支援センター係と協働し、健康課は高齢者のうつ病、市民課医療保健係は生活習慣病予防及び食事についてのテーマを担当しました。

(3) 実績：

内容 \ 年度	令和2年度 参加延人数（回数）	令和3年度 参加延人数（回数）	令和4年度 参加延人数（回数）	令和5年度 参加延人数（回数）	令和6年度 参加延人数（回数）
生活習慣病予防	65 人(6 回)	14 人(2 回)	108 人(8 回)	181 人(6 回)	89 人(7 回)
高齢者とうつ病	41 人(3 回)	33 人(1 回)	75 人(7 回)	48 人(5 回)	100 人(10 回)
食事は健康のもと	33 人(3 回)	93 人(9 回)	86 人(7 回)	104 人(8 回)	95 人(9 回)
体力測定					23 人(1 回)

(4) 考察・評価：

令和3年度からの高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施により、生活習慣病予防、食事の内容については市民課医療保健係が、高齢者の心の健康については健康課が実施しました。

(5) 令和7年度の取り組み：

高齢者の健康づくりに役立つ内容について普及啓発していきます。

健康相談

1. 健康相談

(1) 目的：心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導及び助言を行い、健康に対する意識を高め家庭における健康づくりに役立てることを目的としています。

(健康増進事業実施要領) <根拠法令> 健康増進法第17条第1項

(2) 実績：

①面談による健康相談

(単位：件)

内容 \ 年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総合健康相談	～64歳	195	127	24	129	17
	65歳～	62	69	11	240	16
骨粗しょう症	～64歳	16	21	11	18	25
	65歳～	36	63	70	111	44
病態別	～64歳	0	0	11	59	41
	65歳～	48	6	16	34	71
合計		357	286	143	266	214

※健康増進法の健康相談の対象者が40～64歳となっているため、65歳以上と分けての集計を行っています。

②電話による健康相談

(単位：件)

年度 \ 年齢	39歳以下	40～64歳	65歳以上	計
令和2年度	26	178	558	762
令和3年度	0	5	58	63
令和4年度	26	17	54	97
令和5年度	17	17	69	103
令和6年度	15	23	50	88

(3) 考察・評価：

健康教育時などを利用し、希望者には健康相談を実施しました。また、骨粗しょう症検診時には、栄養指導の場所を設け、要精密者を中心に指導事業を行い、受診勧奨者には数か月後に受診の確認などの電話相談を実施しました。

若年健診後の保健指導については、日中に面接することが困難なため、電話での相談などを実施しました。令和3年度より特定健診保健指導が医療保健係に移行となったため、健康課での相談対象者が国保以外の方となり利用者数が減少しています。

(4) 令和7年度取り組み：

健康教育や検診場面、血圧計貸出、減塩モニタ貸し出しの際など、様々な場で必要に応じ相談事業を行っていきます。

2. 血圧手帳の交付・血圧計の貸出

(1) 目的：市民自らが家庭血圧を測定し、健康管理に役立てることを目的としています。

(2) 内容：希望者に2週間程度家庭自動血圧計の貸出を行い、適正な測定方法や基準値等の保健指導を行います。

(3) 実績：

内容 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
血圧手帳交付数	88	95	140	197	205
血圧計貸出数	14	5	3	5	22

※市民課医療保健係と健康課での交付数及び貸出数

(4) 考察・評価：

令和3年度から、市民課医療保健係と健康課の窓口で血圧手帳の配布及び貸出を行っています。血圧計の貸出の際には、血圧手帳を同時に配布し、返却時に手帳を持参していただき指導へと繋げました。毎年、「高血圧の日（毎年5月17日）」啓発事業として広報やふくおか健康アプリで本事業を周知しています。

(5) 令和7年度の取り組み：

引き続き事業を継続します。

3. 減塩モニタ(塩分摂取量簡易測定器)貸出及び減塩指導

(1) 目的：生活習慣病の発症と重症化を予防するため、自分自身で1日の塩分排泄量を把握し、健康管理に役立てることを目的に減塩モニタの貸出を行います。

(2) 内容：減塩モニタを1週間程度貸出して、1日の塩分排泄量の測定を行います。貸出し前と貸出し後において塩分チェックリストを記載してもらい、指導を行います。

(3) 実績：

内容 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	22人	6人	15人	8人	9人

※市民課医療保健係と健康課での利用者数。

(4) 考察・評価：

令和3年度から、市民課医療保健係と健康課の窓口で貸出事業を行っています。毎年、「高血圧の日（毎年5月17日）」啓発事業として、広報やふくおか健康アプリで本事業を周知しています。

(5) 令和7年度の取り組み：

引き続き周知活動を行っていきます。

4. 肺年齢測定

(1) 目的：慢性閉塞性肺疾患（COPD）の普及啓発を行います。また、肺年齢測定を通してCOPD早期発見・早期治療につなげるとともに、喫煙者については禁煙の動機付けとなるよう

支援します。

(2) 内 容：COPD問診票において4ポイント以上（COPDの可能性あり）となった方に、肺チエッカー（簡易肺年齢測定機）を利用して、肺年齢を測定します。

(3) 実 績： (単位：人)

内容 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	未実施	未実施	未実施	1	0

(4) 考察・評価：

ホームページでの事業周知のため、令和6年度は希望者がおりませんでした。

(5) 令和7年度の取り組み：

引き続き、希望者に検査を継続します。

訪問指導

(1) 目 的：療養上の保健指導が必要であると認められるもの及びその家族等に対して、保健師等が訪問して、その健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導を行い、これらの者の心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図ることを目的としています。

(健康増進事業実施要綱) <根拠法令>健康増進法第17条第1項

(2) 実 績： (単位：人)

内容 \ 年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		実	延	実	延	実	延	実	延	実	延
要指導	～64歳	27	47	21	89	107	27	25	29	6	7
	65歳～	39	38	5	225	272	9	7	12	8	16
合計		66	85	26	36	314	379	32	41	14	23

※健康増進法の訪問指導の対象者が40～64歳となっているため、年齢を分けて集計を行っています。

※認知症に関しては、ほとんどが65歳以上の方で精神保健福祉の訪問指導で計上しています。

(3) 考察・評価：

特定健診保健指導が医療保健係に移行したこともあり、健康課としての訪問指導件数は減少しています。精神保健に関する訪問は、第7章の精神保健事業にて掲載しています。

(4) 令和7年度の取り組み：

6年度に引き続き、希望者には自宅へ訪問し指導・支援を行っていきます。

健康診査

1. 健康診査

(1) 目 的：心臓病、脳卒中等の循環器疾患を早期発見し、保健指導及び栄養指導が必要な方に適切な指導を行うことで生活習慣の改善や適切な治療に結びつけることを目的にします。

(2) 対象者：①嘉麻市民で40歳以上の生活保護受給者

②医療保険者が実施する特定健診の対象とならない方

(3) 実施内容：

(ア) 方法：集団健診…年21回実施（市内4ヶ所にてがん検診等と同時実施）

(イ) 内容：①健診項目…身体計測・尿検査・血圧・血液検査・心電図検査・診察

②保健指導：有所見者に保健指導を実施します。

(4) 実 績：

(単位：人)

内容 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施日数	20日	22日	22日	22日	21日
受診者数	24	23	27	24	30
保健指導数 (うち特定保健指導数)	12(8)	4(0)	23(9)	12(3)	17(13)

(5) 考察・評価：

令和3年度から生活支援課が「生活保護受給者に係る健康管理支援実施要領」に基づき、健診の受診勧奨・保健指導を外部委託しています。主に健診結果で受診勧奨値がある者について、面談もしくは電話で保健指導を実施しました。

(6) 令和7年度の取り組み：

生活支援課及び保健指導の外部委託事業者と検診受診勧奨対象者の選定、役割分担を行い事業を実施していきます。

2. 肝炎ウイルス検査

- (1) 目 的：肝炎対策の一貫として、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、肝炎ウイルス検診の受診促進を図り、もって市民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導等を受け、医療機関で受診することにより、肝炎による健康障害の回避、症状の軽減、又は進行の遅延を図ります。

(肝炎ウイルス検査実施要領)

＜根拠法令＞ 健康増進法第19条の2 健康増進法施行規則第4条の2

- (2) 対象者：40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳で過去に検査を受けたことのない者

- (3) 検査内容：血液検査

- (4) 検 診 料：無料

- (5) 受診方法：市が行う集団検診

(6) 実 績：

(単位：人)

年度 内容		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象者数		2,992	2,869	2,763	2,676	2,503
受診者数	B型とC型両方	219	203	173	198	147
	B型のみ	0	0	0	0	0
	C型のみ	0	0	0	0	0
受診率（％）		7.3	7.1	6.3	5.4	5.9
C型	判定①	2	3	1	1	2
	判定②	0	0	0	0	0
	判定③	1	1	0	0	0
	判定④	1	1	0	0	0
	判定⑤	215	198	172	197	145
B型	陽性	2	2	2	3	5
	陰性	217	201	171	195	142

※C型肝炎ウイルス検査の結果に関しては、判定①と②が「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」ため要精密の対象になります。

(7) 考察・評価：

対象者には、過去に市の健診（合併前も含む）を受診された方は含まれていませんが、把握できていない会社や医療機関等で肝炎ウイルス検査を受けた方や既に治療中の方も含まれているため、受診者数としては年々減少し、受診率が低くなっています。

節目対象年齢以外の希望者に関しては、福岡県が無料で実施している肝炎ウイルス検査のほうを紹介するなど対応しました。令和6年度はB型の陽性の方が5人と多くなっており、50代が3名になっています。

(8) 令和7年度の取り組み：

個人通知による受診勧奨が長期にわたっているため、令和7年度は個人通知を40歳全員、45歳、50歳の国保のみなど対象を限定します。

3. 骨粗しょう症検診

(1) 目的：骨粗しょう症は骨折等の基礎疾患となり、高齢社会の進展によりその増加が予想されることから、早期に骨量減少者を発見し、骨粗しょう症を予防することを目的としています。（健康増進事業実施要領）

＜根拠法令＞健康増進法第19条の2 健康増進法施行規則第4条の2

(2) 対象者：40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の女性

(3) 検査内容：レントゲンによる手の骨量測定

(4) 受診方法：集団検診

(5) 自己負担金：500円

(6) 実績：（単位：人）

年度 内容		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施回数		5回	4回	5回	5回	5回	5回
受診者 年齢 区分	40歳	10	5	8	10	5	7
	45歳	4	3	4	5	5	6
	50歳	7	8	4	13	15	15
	55歳	10	20	18	25	23	34
	60歳	25	36	29	24	30	40
	65歳	20	49	46	55	69	42
	70歳	90	42	76	66	65	60
計		166	163	185	198	212	204
結果	異常なし	55	51	65	84	83	94
	要指導	34	44	51	42	55	45
	要精密	77	68	69	72	74	65

※Tスコア（20～44歳の女性の骨密度平均との比較）結果

90%以上を異常なし・80%以上90%未満を要指導・80%未満を要精密

(7) 考察・評価：

閉経後に骨密度が低下する傾向にあるため、閉経後の55歳、60歳、65歳、70歳に個人通知を実施しました。要精密者には、受診勧奨及び生活指導を行い、その後の受診確認を行いました。保

健指導に使用する資料を改良し、精密検査受診率が向上しています。

(8) 令和7年度の取り組み：

受診率向上及び骨粗しょう症予防の観点から、昨年と同じ年齢の方に個人通知を行います。本年度も引き続き、指針に基づき検診及び指導を行います。

4. 若年健診

(1) 目的：若年期の生活習慣病の早期発見と共に、保健指導によって健康意識の向上を図ります。

(2) 対象者：20～39歳の嘉麻市民

(3) 実施内容：(ア) 方法：集団健診

(イ) ①健診項目：身体計測・尿検査・血圧・血液検査・診察

②保健指導：有所見者に保健指導を実施します

(4) 実績：

(単位：人)

内容 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施日数	21日	23日	23日	22日	21日
受診者	146	120	125	120	114
保健指導者数	24	13	25	23	19

(5) 考察・評価：

健診の個人通知を30歳代の一部と過去に健診履歴がある方に行いました。保健指導は特に生活改善や病院受診が必要な方に案内しました。日中の面談が困難な方が多いため、電話でのアドバイスと資料送付を基本として対応をしました。今年度から子育て支援課の情報から妊娠糖尿病及び妊娠高血圧症候群の履歴がある19名に個別通知を行い、4名が受診されました。

(6) 令和7年度の取り組み：

本年度も引き続き、個別通知等を郵送し、若い世代から健診への意識を高めるよう努めます。また、受診健診データを基にした健康管理の必要性や生活習慣における課題に気づき、行動変容に繋がられるように支援を行います。

5. 歯科検診

(1) 目的：幅広い世代の口腔保健意識の向上を図り、歯の喪失を予防することを目的とします。

(2) 対象者：20以上の嘉麻市民（歯周疾患検診の対象者は除く）

(3) 内容：歯科診察、歯科指導（受診勧奨、歯科清掃器具の紹介等）

要精検の方には半年後、電話で受診状況の確認を行っています。

(4) 実施方法：市で行う総合健診会場で年1回実施

(5) 検診料：無料

(6) 実績：

内容 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受診者数	30	31	58	47	52

検診結果

内容 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
異常なし	12 (40.0%)	9 (30.0%)	35 (60.3%)	28 (59.6%)	8 (15.4%)
要指導	1 (3.3%)	7 (22.6%)	10 (17.3%)	17 (36.2%)	8 (15.4%)
要精密	17 (56.7%)	15 (48.4%)	13 (22.4%)	2 (4.2%)	36 (69.2%)

(7) 考察・評価：

「いいな、いい歯」週間に合わせ、例年 11 月の日曜総合健診日に実施しています。今年度の受診者は 52 人（20～30 代 12 人、40 代 12 人、50 代 11 人、60 代 12 人、70 代 9 人）でした。

今年度は広報特集記事による事業周知もあり、受診者が増加しました。問診では、1 年以上歯科医院に行かれていない方が半数おられ、がん健診会場で同時に無料で歯科検診が受けられるという利便性からかかりつけを持たない方へのアプローチにつながっていると思われます。

受診者全員に飯塚歯科医師会より歯ブラシや歯周病に関するパンフレットを提供いただき、受診者に歯周病予防について啓発を行うことができました。また、要精密の方には、歯科衛生士による受診勧奨と効果的なセルフケアについて保健指導を行いました。

令和 5 年度から問診内容に 1 回の歯磨き時間の設問を追加しましたが、1 分未満と回答された方が 7 人（15.2%）でした。これらの方には検診結果にかかわらず、効果的なセルフケアについて、歯科衛生士の指導を行うことが、予防的支援として重要だと考えました。

(8) 令和 7 年度の取り組み：

今年度も総合検診の 1 回に日程を設定し、引き続き事業を実施します。

6. 歯周疾患検診

- (1) 目的：将来的な歯の喪失につながる歯科疾患の早期発見及び口腔保健意識の向上を図り、市民の健康水準の向上に資すること、および高齢期における健康を維持し、食べる楽しみを享受できるよう、歯の喪失を予防することを目的とする。

〈根拠法令〉健康増進法第 19 条の 2、歯科口腔保健の推進に関する法律

- (2) 対象者：40 歳、50 歳、60 歳、70 歳

- (3) 内容：問診、口腔内検査、歯科保健指導

- (4) 実施方法：飯塚歯科医師会登録歯科医院で年 1 回（個別検診）

- (5) 検診料：自己負担 500 円

- (6) 実績：（単位：人）

年度		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
受診者 年齢	内容					
	20 歳	未実施	未実施	未実施	未実施	7
	30 歳	未実施	未実施	未実施	未実施	8
	40 歳	21	19	26	22	18
	50 歳	19	30	27	22	21
	60 歳	53	39	43	28	24
結果	70 歳	77	59	56	345	37
	受診者合計	170	147	152	117	115
	受診率	8.1%	7.0%	7.8%	6.5%	5.1%
	異常なし	34 (20.0%)	26 (17.7%)	25 (16.4%)	23 (19.7%)	25 (21.7%)
	要指導	20 (11.8%)	18 (12.2%)	32 (21.1%)	23 (19.7%)	9 (7.8%)
	要精密	116 (68.2%)	103 (70.1%)	95 (62.5%)	71 (60.6%)	81 (70.4%)

(7) 考察・評価：

今年度から、20 歳 30 歳が対象者に追加されました。全対象者 2,309 人中、115 人の受診（受診率 5.1%）でした。年代別の受診率では、20 歳（2.4%）、30 歳（3.6%）、40 歳（4.8%）、50 歳（4.7%）、60 歳（6.0%）、70 歳（6.8%）で、受診者数は 70 歳が受診率が高い状況です。今年度再勧奨通知の対象を 30 歳、40 歳、50 歳にしました。昨年度と同様に要精密者の割合は約 6 割を占めていました。

(8) 令和 7 年度の取り組み：

引き続き事業を継続します。

第5章 各種がん検診及び結核検診事業

1. 各種がん検診

1) がん検診内容及び受診者数

(1) 目 的：早期発見・治療により、がんの死亡率を減らすことを目的としています。

＜根拠法令＞健康増進法第19条の2

(2) 各種がん検診の概要

検診項目	検診内容（注意事項）		対象者	検診料
胃がん	集団	胃エックス線検査	40 歳以上	900 円
	個別	胃透視または胃カメラ	40 歳以上で身体障害のため集団検診を受けること	3,100 円
子宮頸がん	集団	頸部細胞診	20 歳以上の女性で偶数歳	600 円
	個別	個別希望は有松病院のみ		1,000 円
乳がん	集団	マンモグラフィ	40 歳以上の女性で偶数歳	800 円
	個別	個別希望は嘉麻赤十字病院のみ		1,200 円
大腸がん	便潜血反応検査		40 歳以上	600 円
肺がん （喀痰検査）	胸部エックス線検査 （問診の結果50歳以上で必要と認めた場合のみ喀痰検査を実施）		40 歳以上	200 円 （別途 600 円）
前立腺がん	P S A 検査		50 歳以上の男性	400 円
口腔がん	専門医による問診・視診		40 歳以上	500 円

(3) がん検診普及の取り組み

検診周知媒体や受診勧奨通知内容の工夫

電話勧奨（稼働年代等へ夜間電話 3 日/年程度）

子宮頸がん検診女性医師検診日の実施（年 1 日）

2 市 1 町集団検診協議会における啓発事業（大腸がん検診未受診者対策：R5～7）

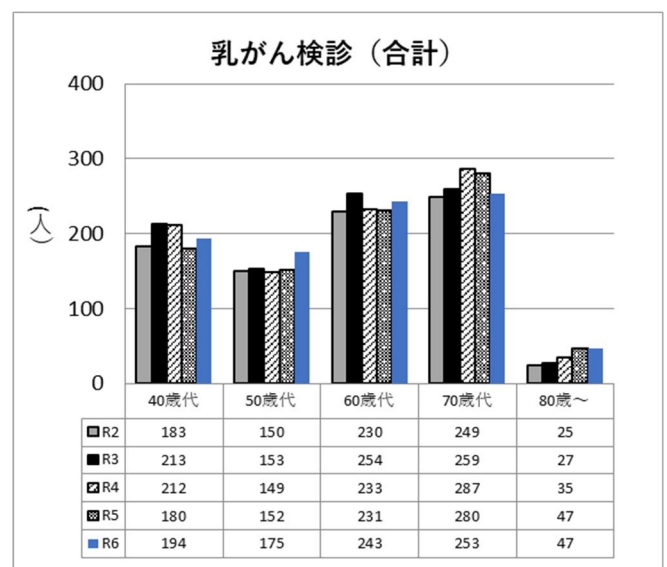
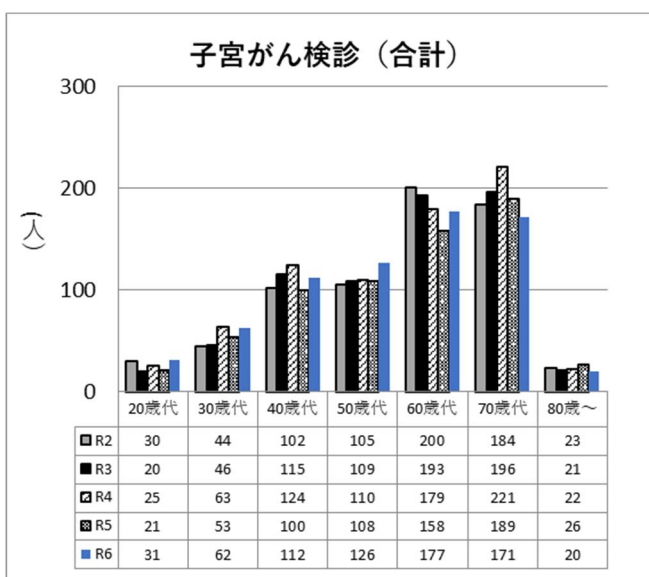
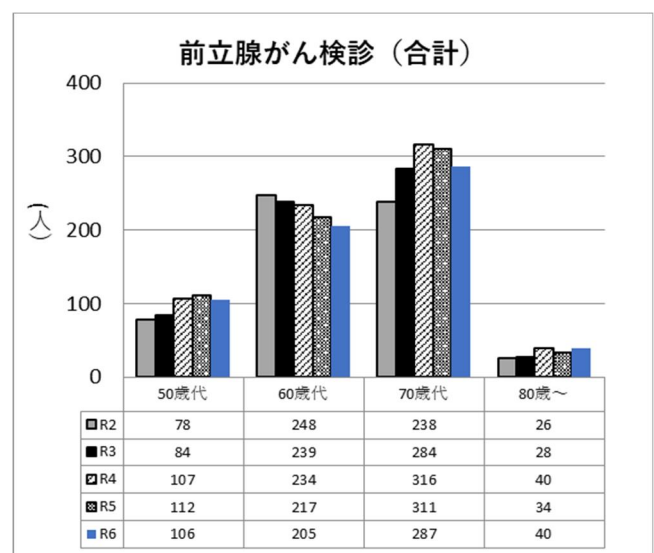
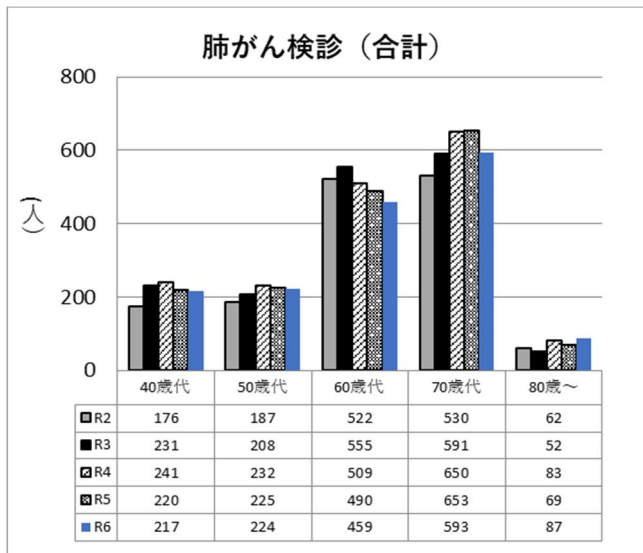
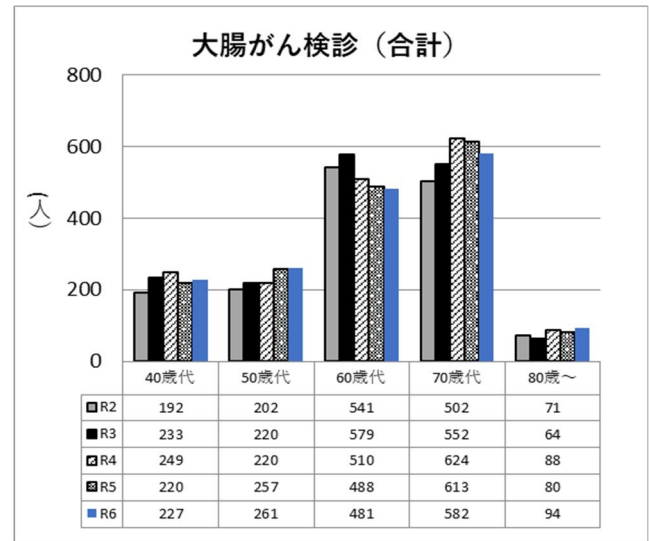
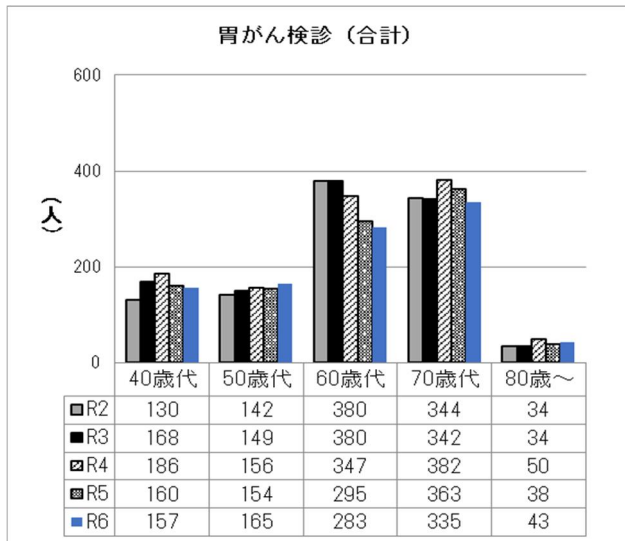
健康づくりに関連した連携協定を締結する企業における検診周知媒体の配付

(4) 各種がん検診受診者数推移 （無料クーポン受診者含む）

（単位：人）

項目 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実人員	2,311	2,486	2,492	2,856	2,630
胃がん	1,030	1,073	1,121	1,010	983
子宮頸がん	688	700	724	655	699
乳がん	837	906	916	889	912
大腸がん	1,508	1,648	1,691	1,658	1,645
肺がん	1,488	1,637	1,715	1,657	1,580
前立腺がん	590	635	697	674	638

(5) 各種がん検診年齢別受診者数推移（無料クーポン受診者含む）



(6) 各種がん検診結果の推移（無料クーポン対象含む）

（注1）対象者数について

○平成28年度からは、地域保健・健康増進事業報告におけるがん検診受診率の対象者を使用し住民全体（当該年度4月1日時点人口）とする。ただし、40～69歳（子宮頸がんについては20～69歳）の対象者数については（注4）参照。

（注2）子宮頸がん検診・乳がん検診受診率・胃がん検診受診率は、「前年度の受診者数」＋「当該年度の受診者数」－「前年度及び当該年度における2年連続受診者数」÷「当該年度の対象者数」×100にて算出

（注3）胃がん検診受診率

○平成29年度40～69歳の受診率：受診者数÷対象者数×100で算出

○平成30年度40～69歳の受診率：（「前年度の受診者数」＋「当該年度の受診者数」－「前年度及び当該年度における2年連続受診者数」）÷「当該年度の対象者数」×100にて算出

○平成31年度50～69歳の受診率：（「前年度の受診者数」＋「当該年度の受診者数」－「前年度及び当該年度における2年連続受診者数」）÷「当該年度の対象者数」×100にて算出

（注4）40歳以上（子宮頸がんは20歳以上）の受診率：（「前年度の受診者数」＋「当該年度の受診者数」－「前年度及び当該年度における2年連続受診者数」）÷「当該年度の対象者数」×100にて算出（当該年度4月1日時点人口）

（注5）国が対策型検診として推奨している、5大がん（胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん）について、国・県へのがん検診実績報告は、対象者・受診者を69歳までとしていることから、平成30年度以降は実績値を合わせて事業評価を行う。対象者数については、補助金申請時BCC健康管理システムより算出した人口を使用する。

(ア) 胃がん検診

令和7年5月9日現在（単位：人）

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
内容						
実施回数(日)		21日	24日	23日	22日	22日
(注3) 50～69歳	対象者数	10,025	9,587	9,297	10,555	9,194
	受診者数	522	529	503	531	448
	受診率(注3)	7.3%	7.8%	8.1%	7.9%	6.9%
40歳以上	対象者数 ^(注1)	26,003	25,699	25,438	26,244	24,137
	受診者数	1,030	1,073	1,121	1,172	983
	受診率	4.0%	4.2%	4.4%	4.5%	4.1%

【胃がん検診精密状況】

令和7年5月9日現在（単位：人）

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
内容						
精密検査	要精密者数（40歳以上）	107	88	91	91	72
	要精密率	10.4%	8.2%	8.1%	9.0%	7.3%
	精検受診者数	99	79	87	80	50
	未受診者数	0	0	0	0	0
	未把握数	8	9	4	11	22
	精検受診率	92.5%	89.8%	95.6%	87.9%	69.4%
	検査結果	がんであった者	0	0	1	0
		がんの疑いまたは未確定	0	0	0	0
		がん以外の疾患	81	45	62	64
		異常なし	18	15	24	16

(イ) 肺がん検診

令和 7 年 5 月 9 日現在 (単位: 人)

内容 \ 年度		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
実施回数 (日)		21 日	24 日	23 日	22 日	22 日
(注 4) 40～69 歳	対象者数	14,283	14,283	13,420	12,993	13,225
	受診者数	896	994	982	935	900
	受診率	6.3%	7.0%	7.3%	7.2%	6.8%
40 歳以上	対象者数 (注 1)	26,003	25,699	25,438	25,063	24,137
	受診者数	1,488	1,637	1,715	1,657	1,580
	受診率	5.7%	6.4%	6.7%	6.6%	6.5%

【肺がん検診精密状況】

令和 7 年 5 月 9 日現在 (単位: 人)

内容 \ 年度		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
精密検査	要精密者数	53	44	64	71	72
	要精密率	3.6%	2.7%	3.7%	4.3%	4.6%
	精検受診者数	47	41	59	65	54
	未受診者数	0	0	0	0	0
	未把握数	6	3	5	7	18
	精検受診率	88.7%	93.2%	92.2%	91.5%	75.0%
	検査結果	がんであった者	0	3	1	0
		がんの疑いまたは未確定	0	0	1	1
		がん以外の疾患	18	13	23	27
		異常なし	29	25	41	26

(ウ) 大腸がん検診

令和 7 年 5 月 9 日現在 (単位: 人)

内容 \ 年度		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
実施回数 (日)		21 日	25 日	24 日	23 日	23 日
(注 4) 40～69 歳	対象者数	14,283	14,283	13,420	12,993	13,225
	受診者数	935	1,032	979	965	969
	受診率	6.5%	7.2%	7.3%	7.4%	7.3%
40 歳以上	対象者数 (注 1)	26,003	25,699	25,438	25,063	24,137
	受診者数	1,508	1,648	1,691	1,658	1,645
	受診率	5.8%	6.4%	6.6%	6.6%	6.8%

【大腸がん検診精密状況】

令和 7 年 5 月 9 日現在 (単位: 人)

内容 \ 年度		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
精密検査	要精密者数	123	138	135	118	142
	要精密率	8.2%	8.4%	8.0%	7.1%	8.6%
	精検受診者数	105	118	117	98	93
	未受診者数	1	0	0	0	0
	未把握数	17	20	18	20	49
	精検受診率	85.4%	85.5%	86.7%	83.1%	65.5%
	検査結果	がんであった者	2	4	2	3
		がんの疑いまたは未確定	0	0	0	0
		がん以外の疾患	81	85	83	76
		異常なし	12	18	13	14

(エ) 前立腺がん検診

令和 7 年 5 月 9 日現在 (単位: 人)

内容		年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
実施回数 (日)			18 日	21 日	20 日	18 日	18 日
50 歳以上	対象者数 (注 1)		9,406	9,358	9,286	9,230	8,763
	受診者数		590	635	697	674	638
	受診率		6.3%	6.8%	7.5%	7.3%	7.3%

【前立腺がん検診精密状況】

令和 7 年 5 月 9 日現在 (単位: 人)

内容		年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
精密検査	要精密者数		24	46	30	41	29
	要精密率		4.1%	7.2%	4.3%	6.1%	4.5%
	精検受診者数		17	37	24	29	15
	未受診者数		1	0	0	0	0
	未把握数		6	9	6	12	14
	精検受診率		70.8%	80.4%	80.0%	70.3%	51.7%
	検査結果	がんであった者	2	2	4	2	2
		がんの疑いまたは未確定	1	2	9	6	6
		がん以外の疾患	10	30	13	19	7
		異常なし	4	3	7	2	0

(オ) 乳がん検診

令和 7 年 5 月 9 日現在 (単位: 人)

内容		年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
実施回数 (日)			17 日	20 日	20 日	19 日	17 日
(注 4) 40～69 歳	対象者数		7,227	6,923	6,738	6,509	6,637
	受診者数		563	620	594	565	612
	受診率 (注 2)		16.2%	16.7%	17.6%	17.3%	17.2%
40 歳以上	対象者数 (注 1)		14,418	14,205	14,036	13,804	13,322
	受診者数		837	906	916	890	912
	受診率 (注 4)		12.1%	12.3%	12.9%	12.8%	13.3%

【乳がん検診精密状況】

令和 7 年 5 月 9 日現在 (単位: 人)

内容		年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
精密検査	要精密者数		40	66	51	55	63
	要精密率		4.8%	7.3%	5.6%	6.2%	6.9%
	精検受診者数		35	62	47	53	51
	未受診者数		0	0	0	1	0
	未把握数		5	4	4	1	12
	精検受診率		87.5%	93.9%	92.2%	96.4%	81.0%
	検査結果	がんであった者	3	1	4	7	2
		がんの疑いまたは未確定	3	4	2	0	0
		がん以外の疾患	17	28	32	25	34
		異常なし	22	29	21	21	15

(カ) 子宮頸がん検診

令和 7 年 5 月 9 日現在 (単位: 人)

年度 内容		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
実施回数 (日)		17 日	20 日	20 日	19 日	17 日
(注 4) 20~69 歳	対象者数	9,826	9,704	9,359	9,088	9,150
	受診者数	481	483	501	440	508
	受診率 (注 2)	10.0%	9.9%	10.5%	10.3%	10.3%
20 歳以上	対象者数 (注 1)	18,077	16,986	16,657	16,383	15,835
	受診者数	685	700	744	655	699
	受診率 (注 2)	7.8%	8.2%	8.7%	8.5%	8.5%

【子宮頸がん検診精密状況】

令和 7 年 5 月 9 日現在 (単位: 人)

年度 内容		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
精密検査	要精密者数	3	10	10	10	11
	要精密率	0.4%	1.4%	1.3%	1.5%	1.6%
	精検受診者数	2	7	10	8	7
	未受診者数	0	0	0	0	0
	未把握数	1	3	0	2	4
	精検受診率	66.7%	70.0%	100.0%	80.0%	63.6%
	検査結果	がんであった者	0	0	2	1
		がんの疑いまたは未確定	1	2	3	2
		がん以外の疾患	0	4	3	2
		異常なし	1	1	0	2

(キ) 口腔がん検診

(単位: 人)

年度 内容	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
検診回数	2	2	2	2	1
男性	19	35	27	34	22
女性	17	37	38	44	20
合計	36	72	66	78	42

2) 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

2)-1 無料クーポン券配布事業

(1) 目 的: 国が定める特定の年齢に達した者に、子宮頸がん・乳がん検診に関する検診手帳と検診費用が無料になるクーポン券を送付し、がん検診の受診向上を図るとともに、がんの正しい知識の普及を図ることを目的とします。(国補助率 1/2)

(2) 無料クーポン券配布対象者

○子宮頸がん検診: 20 歳 ○乳がん検診 : 40 歳

(3) 実施場所: 集団検診又は福岡県医師会が契約する福岡県内の医療機関

(4) 実 績:

年度 内容	令和 2 年度			令和 3 年度			令和 4 年度			令和 5 年度			令和 6 年度		
	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率
子宮頸	148	20	13.5	141	12	8.5	125	8	6.4	122	10	8.2	111	18	16.3
乳	178	53	29.8	167	47	28.1	182	46	25.3	181	44	24.3	189	42	22.2

2)ー2 精密検査未受診者に対する受診再勧奨事業

- (1) 目的：市が精密検査結果を把握できない者に対し、再勧奨通知の郵送や電話に受診勧奨により、精密受診率の向上を図る。
- (2) 内容：再受診勧奨通知の郵送、電話等により精密検査受診の有無の把握と未受診者には受診勧奨を行う。
- (3) 実績：令和7年3月9日現在（単位：人）

内容 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受診勧奨者	54人	60人	88人	87人	69人

2)ー3 5大がん個別の受診勧奨・再勧奨

- (1) 目的：国が定めるがん検診推奨年齢の者に対し、効果的な受診勧奨通知等により、がん検診の受診率向上を図る。
- (2) 内容：郵送や電話等により個別の受診勧奨・再勧奨を行う。
- (3) 対象者：他の事業での個人通知やがん好発年齢等を考え対象者を選定しました。
- 令和6年度は下記の年齢に個人通知を実施しました。（特定健診対象者を除く）
- ① 21、41歳女性（子宮頸がん・乳がん検診無料クーポン券対象者）
 - ② 26、30、34、38歳女性（子宮頸がん対象）
 - ③ 46・51・56歳の男性
 - ④ 44、46、48、54、56、58歳の女性（乳がん・子宮頸がん対象）
 - ⑤ 40、64、66、68歳の男女
 - ⑥ 令和4・5年度がん検診の受診歴がある20～69歳の男女

- (4) 実績：

内容 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
通知者数	5,543人	5,371人	5,091人	4,934人	5,188人
受診者数	659人	807人	795人	665人	819人
受診率	11.9%	15.0%	15.6%	13.5%	15.8%

- (5) 令和7年度の取り組み：

令和6年度と同様の対象年齢に個人通知を実施します。

3) がん検診総合的な考察・評価：

現在、がん検診の推奨年齢引き下げについても検討されており、国・県へのがん検診実績報告対象者・受診者が69歳までとされていることから、平成30年度以降は国の実績値と合わせて事業評価を行っています。

個別通知、過去受診歴がある者への夜間電話勧奨も昨年同様の人数に実施することができました。

昨年、コロナ感染拡大以降初めて受診者が減少に転じ、今年度は、一部の検診や年代で前年度の受診者数を上回りました。

20～60歳代で前年度より受診者数が増えているのは、胃がんの50歳代、大腸がんの40～50歳代と、子宮頸がんの20～60歳代、乳がんの40～60歳代でした。特に子宮頸がん無料クーポン対象者の受診率は、前年の8.2%から16.3%に増加しました。

大腸がん検診の50歳代の増加は、集団検診協議会における啓発事業費を活用した未受診者対策の効果が考えられます。子宮頸がん検診は女性医師の検診日実施とそれを活用した勧奨通知の改善や国による子宮頸がんワクチン周知の影響が考えられます。

県内市町村のがん検診受診率において、嘉麻市は子宮頸がん検診以外は県平均を超えていますが、近年の 69 歳までの受診率の減少には、就業年齢の引き上げ等で職場健診でのがん検診受診、検診受診後に医療機関での定期フォロー等も影響していると考えます。

第 4 期がん対策推進基本計画（令和 5 年度～令和 10 年度）では、がん検診受診率の目標値を（職域検診でのがん検診受診等を含め）60%と定めています。今後もがん検診受診率向上に関するエビデンスや他市町村の方策を参考に受診勧奨事業を勧めます。また、がんによる早死の状況や医療費についても、指標として保健計画やデータヘルス計画で評価していきたいと思います。

精密検査未受診者に対する受診再勧奨事業については、例年どおりの内容で再勧奨を行いました。胃がん、大腸がん、前立腺がん、子宮頸がん検診において、目標の 90%を達成できませんでした。令和 4 年度から精密未受診者への市からの再勧奨通知に精密検査に関するパンフレットの同封、電話による精密検査結果把握を実施しています。

前立腺がん検診の要精密受診率の低迷の原因は、国が策定した「がん対策推進基本計画（第三期）」における目標として「科学的根拠に基づくがん検診の実施に取り組むこと」と記載されたことに伴い、市が実施する精密未受診者への再通知見合わせの影響と思われます。5 大がん精密未受診者については、今後も検診後 6 か月以内に受診勧奨の通知（電話）を実施します。

4) 令和 7 年度のがん検診の主な取り組み：

- クーポン券の未利用者や 5 大がん（胃・大腸・肺・子宮頸・乳がん）対象者の一部に「圧着はがき」での受診勧奨を実施します。
- 過去受診者等への夜間電話での個別勧奨を実施します。
- 広報や SNS 等での検診の普及啓発に努めます。
- 集団検診協議会におけるがん検診啓発事業（令和 5～7 年度）を継続して実施します。
- 検診案内の工夫（検診ガイド作成）
- 健康づくりに関する連携協定を締結する企業における検診情報の周知（生命保険加入者、買い物客）
- 子宮頸がん検診女性医師検診日の実施（3 日／年）
- 広報女性の健康週間特集記事掲載

5) 令和 7 年度の特健診、各種がん検診等予定回数

検診項目	特 定 健 診	胃・肺がん検診 結核検診	大 腸 が ん	前 立 腺 が ん	子宮頸 が ん	乳がん	肝炎	骨 粗 し ょ う 症	口腔 が ん	若年 健診
実施回数	21 回	22 回	22 回	19 回	16 回	16 回	22 回	5 回	1 回	21 回

- 集団検診予定回数
- ※協会けんぽ連携健診年 1 回、商工会健診年 1 回で継続します。
- ※協会けんぽ連携健診、商工会健診の日程で定員に余裕がある検診項目について、有効活用を行う。
- ※女性限定の検診日を年間 3 日間設定し、特定健診及び子宮頸がん検診の診察医は女性医師を調整する。
- 子宮頸がん・乳がん検診に関しては、市内の実施医療機関に委託し、年間を通じて個別検診を実施します。

2. 結核検診

- (1) 目 的：結核の早期発見・治療により、重症化や感染を防ぐことを目的としています。
＜根拠法令＞感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第 1 条
- (2) 対象者：65 歳以上の嘉麻市民

(3) 内 容：胸部エックス線検査

(4) 受診方法：市で行う集団検診

(5) 実 績：

(単位：人)

内容 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
異常なし	9	10	8	7	6
要精密	0	0	0	0	0
合計	9	10	8	7	6
肺がん検診	1,488	1,002	1,073	1,055	970
合計	1,497	1,012	1,081	1,062	976

(6) 考察・評価：

当市では、肺がん検診も胸部レントゲンであるため結核検診又は肺がん検診での受診になっています。近年、肺がん検診として受診する方が増えてきているため、結核検診の受診は減少しています。保健だよりの中で、感染症法により、65歳以上の方は1年に1回結核健康診断を受診する義務があることを情報提供し、受診勧奨を行っています。

検診で結核と診断される方はほとんどいませんが、県の感染症の報告では、結核の新規患者は発生しているため、検診の受診勧奨は必要と考えます。

(7) 令和7年度の取り組み：

総合検診の申し込みの際に、結核及び肺がん検診の対象の方には案内を行い、受診率の向上に努めます。

3. 骨髄等移植ドナー助成金事業(令和4年度から開始)

(1) 目 的：骨髄・末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の提供者の休業による経済的負担を軽減し、骨髄等の移植及びドナー登録の推進を図る。

(2) 対象者：骨髄等を提供した日において、市の住民基本台帳に記録されている者であって、骨髄バンク事業にドナー登録を行い、骨髄等の提供を完了したことを証明する書類の交付を受けた方。

(3) 実 績：令和4・5・6年度の申請はありませんでした。

(4) 令和7年度の取り組み：

広報やホームページ等で事業の周知を図っていきます。

4. 小児・AYA世代がん患者在宅療養生活支援事業（令和5年度開始事業）

(1) 目 的：40歳未満のがん患者の方が、住み慣れた自宅で自分らしく安心して生活を送ることができるよう、居宅介護サービス利用料の一部を助成し、患者と家族の身体的・経済的負担を軽減します。

(2) 対象となるサービス：①訪問介護

②訪問入浴介護

③福祉用具の貸与・購入

(3) 考察・評価：

令和5・6年度の利用者はありませんでした。

(4) 令和7年度の取り組み：

広報やホームページでの周知だけでなく、チラシを作成し、近隣のがん相談支援センターに設置を依頼します。

5. アピアランスケア推進事業（令和5年度開始事業）

（１）目 的：がん患者が、治療に伴う外見の変化（アピアランス）を補うために購入した、医療用ウィッグや補整具等の費用の一部を助成することにより、心理的負担を軽減するとともに、社会参加を応援し、よりよい療養生活となるよう支援します。

（２）助成対象用品：医療用ウィッグ等、補整具等

（３）実 績：

年度 内容	令和５年度	令和６年度
医療用ウィッグ	13 人	8 人
補正具等	1 人	1 人

（４）令和７年度の取り組み：

広報やホームページでの周知だけでなく、近隣のがん相談支援センターにおいても事業周知を依頼します。

第6章 特定健診・特定保健指導事業

(1) 目的：メタボリックシンドロームに着目し、糖尿病をはじめとする生活習慣病の有病者・予備軍の減少による個人のＱＯＬの向上と将来的な国保医療費の適正化を目的としています。

(2) 対象者：４０～７４歳の嘉麻市国民健康保険被保険者（治療者も含む）

(3) 実施内容：

(ア) 方法：個別健診…６月～翌年２月（９ヶ月間）

集団健診…年２２回実施（市内４ヶ所にてがん検診等と同時実施。）

(イ) 内容：①料金…課税状況によって自己負担金５００円または無料。

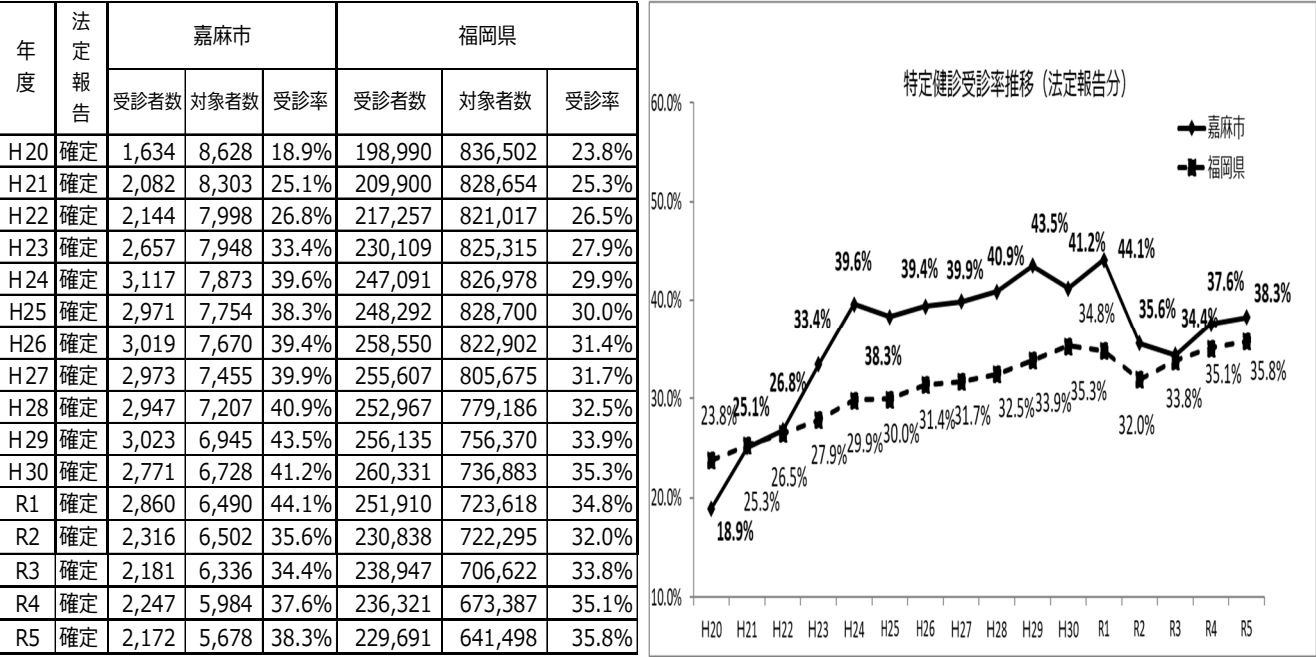
②健診項目…検査項目は下記のとおりであり、国が定める基本的な項目に加え、クレアチニン、貧血検査、HbA1c、心電図検査を全員に実施しています。

	計測					脂質			肝機能			代謝系		尿・腎機能				血液一般			心機能	眼底検査	問診		診察		
	身長	体重	BMI	血圧	腹囲	総コレステロール	中性脂肪	HDL	LDL	(GASTT)	(GAPLTT)	(γ-GTPT)	空腹時血糖	ヘモグロビンA1c	尿糖	尿蛋白	尿潜血	血清クレアチニン	尿酸	血色素量	赤球数	ヘマトクリット値	心電図検査	眼底検査	生活習慣・既往する項目	自覚症状など	(身体診察) (医学的所見)
国が定める基準	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	■	■	○	○		□		□	□	□	□	□	○	○	○
嘉麻市実施項目	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	□	○	○	○

※○：全員実施 ■：いずれか実施 □：医師の判断にもとづき実施

(ウ) 保健指導：健診結果における階層化（検査項目によりリスク個数のカウント）を行い「積極的支援」「動機づけ支援」「情報提供」の３つの保健指導対象者を抽出し、発症予防及び重症化予防の観点にて、対象者を設定して保健指導を行います。

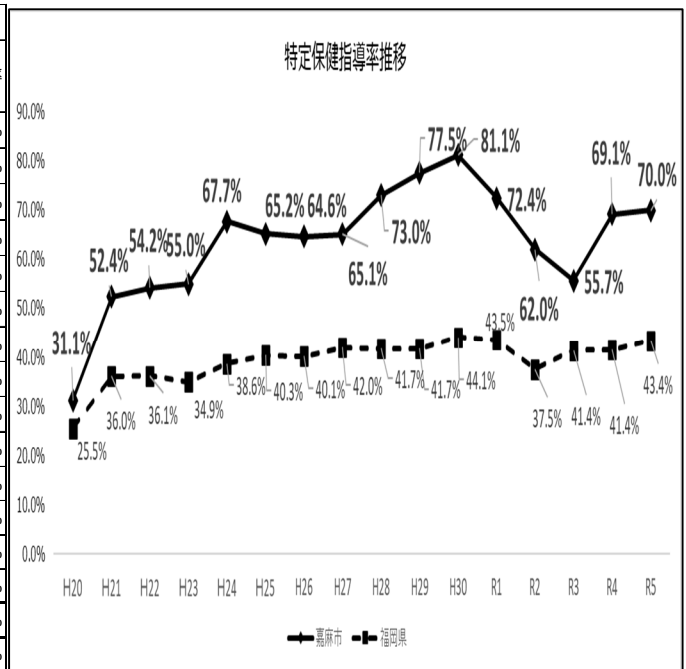
【特定健診受診率の推移】



※令和６年度嘉麻市暫定特定健診受診率：38.5%【前年比 0.2%増】

【特定保健指導率の推移】

年度	法定報告	嘉麻市					福岡県				
		積極的	動機づけ	特定保健指導	指導率	積極的	動機づけ	特定保健指導	指導率		
		修了者数/対象者数	修了者数/対象者数	修了者数		対象者数	修了者数/対象者数	修了者数/対象者数		修了者数	対象者数
H20	確定	19/65	32/99	51	164	31.1%	1,009/6,052	3,883/13,149	4,892	19,201	25.5%
H21	確定	38/91	72/119	110	210	52.4%	1,495/6,264	5,447/13,007	6,942	19,271	36.0%
H22	確定	49/93	125/228	174	321	54.2%	1,863/8,007	6,995/22,047	10,858	30,054	36.1%
H23	確定	67/124	143/258	210	382	55.0%	1,804/8,517	8,944/22,272	10,748	30,789	34.9%
H24	確定	63/114	207/285	270	399	67.7%	2030/8661	10039/22597	12,069	31,258	38.6%
H25	確定	54/96	184/269	238	365	65.2%	1968/7837	10232/22431	12,200	30,268	40.3%
H26	確定	52/99	191/277	243	376	64.6%	1939/8057	10786/23642	12,725	31,699	40.1%
H27	確定	52/91	179/264	231	355	65.1%	1972/7519	11030/23474	13,002	30,993	42.0%
H28	確定	62/96	214/282	276	378	73.0%	1823/7397	10946/23220	12,769	30,617	41.7%
H29	確定	66/96	231/287	297	383	77.5%	1791/7367	11343/24116	13,134	31,483	41.7%
H30	確定	59/87	229/268	288	355	81.1%	1810/7219	12164/24453	13,974	31,672	44.1%
R1	確定	47/83	226/294	273	377	72.4%	1618/6934	11244/22640	12,862	29,574	43.5%
R2	確定	28/56	148/228	176	284	62.0%	1350/6050	8728/20819	10,078	26,869	37.5%
R3	確定	21/49	116/197	137	246	55.7%	1715/6599	9576/21118	11,471	27,717	41.4%
R4	確定	44/69	124/174	168	243	69.1%	1745/6441	9178/19918	10,923	26,359	41.4%
R5	確定	30/54	133/179	163	233	70.0%	1808/6240	9049/18804	10,857	25,044	43.4%



※令和6年度暫定特定保健指導率：60%【前年比 ▲10%】

4. 実績：

(ア) 特定健診未受診者対策

- (1) 内容：令和6年度も引き続き、民間事業者のデザイン性を活かし、未受診者の特性（年代別や過去の受診状況等）に合わせて、広報かまの記事と連動した、より特定健診の受診意欲を向上させるような通知にて受診勧奨を実施しました。併せて、初対象者や40、50代、過去に健診受診歴有者に対し、夜間を含めた電話勧奨を実施しました。また、市内医療機関への巡回訪問の際、年間の診療計画に年に1度は特定健診を利用させていただくよう依頼しました。

(2) 実績：

(単位：人)

内容 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
再勧奨通知	5,635	5,760	5,791	5,070	4,823
再々勧奨通知	4,809	4,273	4,520	4,170	3,888
合計	10,444	10,033	10,311	9,240	8,711

(イ) 特定保健指導以外の保健指導（受診勧奨値を超えている者への受診勧奨）

- (1) 内容：肥満リスクはなくても、血圧や血糖、脂質等の検査項目において基準値以上の結果である人への受診勧奨や、すでに生活習慣病の治療をしても、生活改善等の保健指導が必要な対象者に、令和6年度も引き続き民間事業所を活用し保健指導を実施しました。

(2) 実績：

(単位：人)

内容 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問による保健指導	84	96	83	77	56
面接及び電話	850	762	726	684	713
合計	934	858	809	761	769

(ウ) 重症化予防事業（糖尿病性腎症重症化予防事業）

① 糖尿病管理台帳事業

- (1) 内 容：過去の特定健診受診者で糖尿病基準に該当する者のうち未治療者や治療中断者を抽出し、特定健診の受診勧奨と併せて、重症化予防に重点を置いた治療中断者等には、電話や訪問・面接等で、医療への受診勧奨を含む保健指導を実施しました。

(2) 実 績：

(単位：人)

内容 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
台帳事業該当者	114	113	125	138
特定健診受診者（受診率）	49（43%）	50（44.2%）	56（44.8%）	71（51.4%）
医療受診勧奨該当者	12	17	17	28
医療受診勧奨実施者	11	15	15	24
医療への受診者（受診率）	6（54.5%）	13（76.5%）	9（60%）	15（62.5%）

② 微量アルブミン尿検査事業

- (1) 内 容：新規透析患者の減少を図るため、飯塚医療圏糖尿病重症化予防推進協議会（飯塚医師会・保健所・2市1町）で作成した糖尿病性腎症重症化予防連携マニュアルを基に、一定の基準を満たす特定健診受診者に微量アルブミン尿検査を実施することで、糖尿病性腎を早期発見する。また、かかりつけ医や腎専門医等と連携して保健指導を実施し、治療や生活改善を促す。

(2) 実 績：

(単位：人)

年度 内容		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
検査基準該当者		240	281	307	286	260
検査実施者		169	177	168	153	148
結果	正 常	135	132	124	125	119
	微量アルブミン尿	33	42	41	26	29
	顕性アルブミン尿	1	3	3	2	0
保健指導（実施率）		169(100%)	173(97.7%)	165(98.2%)	153(100%)	147(99.3%)

(エ) 糖尿病の発症予防への取り組み

- (1) 目 的：庁舎内の他部署と連携し、ライフサイクルに関係なく、生活習慣病の発症から重症化予防まで一貫した取り組みを推進し、生活習慣病の発症予防を図る。
- (2) 内 容：優先すべき健康課題である糖尿病の発症及び重症化予防について、庁内連携会議を開催し、生活習慣病の発症から重症化予防まで一貫した取り組みについて、情報提供や意見交換を行いました。会議において妊娠糖尿病既往者は、将来、糖尿病になるリスクが高いことから、健康課や子育て支援課と共同で、健康管理システムを活用し、妊娠糖尿病既往者の把握から若年健診への受診勧奨、保健指導を開始しました。

(3) 実績：

GDM：妊娠糖尿病

担当課	取り組み内容	令和6年度
市民課	庁内連携会議の開催	1回
	該当者への特定健診電話勧奨	1人
	特定健診受診（保健指導）	1（0）人
健康課	該当者への若年健診個別通知	22人
	若年健診受診（保健指導）	4（2）人
	幼児健診における該当者への保健指導	R7～実施
子育て支援課	健康管理システムにGDM情報入力	適宜実施

5. 考察・評価：

特定健診受診率については、夜間を含めての電話勧奨や個別通知、市内医療機関巡回訪問を実施した結果、前年度と比較し受診率は維持できる見込みです。健診を受診することで、生活習慣病の発症予防、重症化予防につながります。市民のQOL向上と併せて、医療費の適正化や医療費の伸びの抑制を推進するため、今後も取り組んでいく必要があります。

保健指導については、第4期特定健診特定保健指導の見直しにより、アウトカム評価（成果指標）が導入され、生活習慣病予防につながる行動変容や、腹囲2cm・体重2kg減等の成果を、より明確に意識した保健指導を実施しました。また、庁舎内の他部署と連携して、稲築保健センター健康増進室の無料体験チケット配布や糖尿病の発症予防にも取り組んでいきました。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業については、国保及び後期高齢者の保健事業の切れ目ない支援を目標に後期高齢者に移行した後も引き続き特定健診を受診していただけるように出前講座などに積極的に出向き受診勧奨を実施しました。また、庁内連携会議では多くの課に参加していただくことで一体化事業への理解とともに、高齢者支援の充実を図るには庁内連携が必要であることを共有認識する機会になりました。

6. 令和7年度の取り組み：

令和7年度も引き続き、特定健診の受診率向上と併せて、糖尿病を始めとした生活習慣病の発症予防と重症化予防に取り組み、健康寿命の延伸と医療費適正化を目指します。

一般社団法人飯塚医師会の生活習慣病対策委員会をはじめ、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所や飯塚市、桂川町と、データの見える化等を推進することにより、健康課題の共有や事業実施において、連携や協力を図ります。また、庁内連携会議にて各課の事業を情報共有しながら、連携して事業を実施していきます。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業については、ハイリスクアプローチとして、令和7年度は引き続き状態不明者の訪問を実施していきます。状態不明者に加え、高血圧の方、低栄養の方への支援についても今年度取り組んでいきます。また、地域で生活する高齢者の実態を多角的な視点から訪問や健康教育、健康相談を実施することで、高齢者の状況を早期に捉え、様々なデータ分析・活用することで、今後考えられる問題やリスクも視野にいれて一体的支援の充実に向けて取り組んでいきたいと考えます。

第7章 精神保健事業

1. 相談及び訪問事業

- (1) 目的：保健福祉環境事務所と連携し、精神障がい者の早期治療の促進並びに精神障がい者社会復帰及び自立と社会活動への参加の促進を図るとともに、市民の精神的健康の保持及び増進を図ります。

＜根拠法令＞精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第47条

- (2) 対象者：嘉麻市民

- (3) 内容：①相談事業…関係機関、近隣者、本人、家族等の来庁による相談

②訪問指導…自宅に訪問しての指導事業

③電話相談事業…電話での相談対応で匿名によるものも含む

- (4) 実績：

① 相談事業

(単位：人)

内容 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延人員(実人員)	33(20)	29(18)	37(22)	26(21)	25(19)

②訪問指導

(単位：人)

内容 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延人員(実人員)	68(26)	40(13)	54(17)	57(22)	60(19)

③電話相談 ※自殺対策の電話相談も含めて計上。

(単位：人)

内容 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延人員	52	81	80	86	54

- (5) 考察・評価：

相談は、家族や本人からの相談だけでなく、各課からの相談、社会福祉協議会からの相談、民生委員等からの相談も含めています。

令和6年度も関係機関と連携し、支援を行っていきました。相談においては、家族からの窓口や電話の相談が増えてきています。

- (6) 令和7年度の取り組み：

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正により、市町村の相談支援業務の対象者が精神障がい者のほか精神保健に課題を抱える者と拡大され、地域包括ケアが重要視されることとなりました。庁舎内の関係課及び地域の関係機関等と連携し精神保健事業に取り組んでいきます。

2. 自殺対策事業

- (1) 目的：広報活動等を通し、自殺の現状や自殺予防策等に関する市民の理解を深めるとともに自殺防止対策に関する人材の養成を行い、自殺者数を減らすことを目的としています。

＜根拠法令＞自殺対策基本法

- (2) 対象者：嘉麻市民

- (3) 内容：①嘉麻市こころの電話相談 毎週水曜日（祝祭日除く） 17：30～20：30

②講演会 職員対象（9月）・市民対象（3月）

③第2次嘉麻市自殺対策計画の策定

(4) 実績：

①嘉麻市こころの電話相談

(単位：人)

性別 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
男	2(2)	36(3)	25(3)	20(1)	3 (1)
女	19(7)	28(5)	15(2)	6(2)	10 (5)
合計	21(9)	64(8)	40(5)	26(3)	13 (6)

※ () 内は実人員 ただし、実人員は匿名のため、相談内容等から判断しています。

②人材養成（ゲートキーパー養成）講演会

職員対象：令和6年12月16日開催 24名参加

テーマ：「相談を受ける際のポイント

～相手の相談内容を理解するために～」

市民（児童・民生委員含む）：令和7年3月8日開催 28名参加

テーマ：「こころの健康と自殺予防 ～一人一人今できることは～」

③自殺対策連携協議会

令和7年3月6日（金）開催

内容：自殺実態プロファイルの報告、計画の令和6年度の実施状況報告

嘉麻市の自殺者数の推移

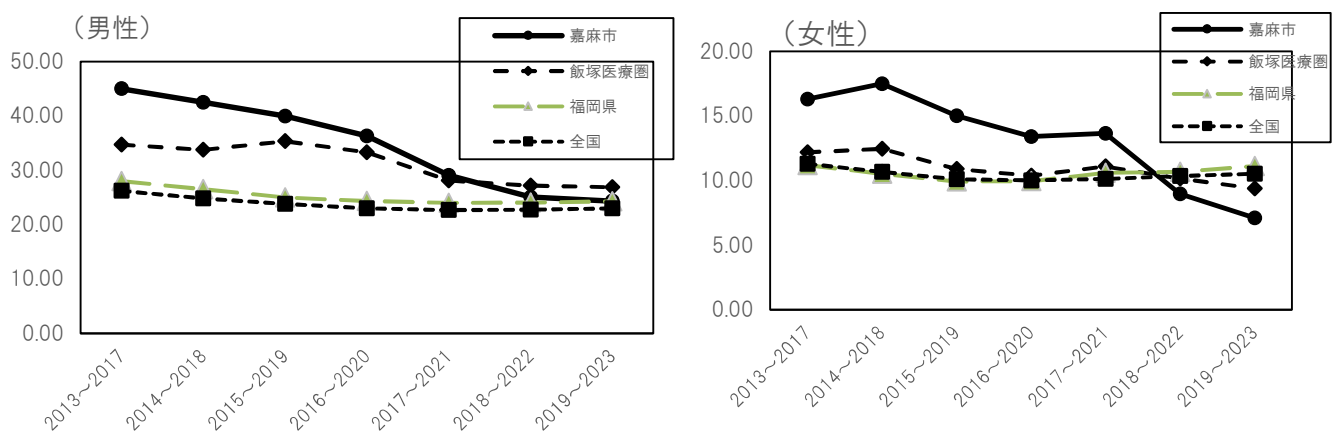
(単位：人)

年度 \ 区分		嘉麻市			福岡県			全国		
		男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
令和2年	自殺者数(人)	7	1	8	592	292	884	13,914	6,993	20,907
	自殺死亡率	39.81	4.97	21.25	24.25	10.86	17.23	22.43	10.74	16.44
令和3年	自殺者数(人)	3	3	6	573	341	914	13,786	7,034	20,820
	自殺死亡率	17.37	15.25	16.24	23.49	12.70	17.84	22.31	10.85	16.44
令和4年	自殺者数(人)	1	1	2	599	291	890	14,622	7,101	21,723
	自殺死亡率	5.89	5.18	5.51	24.64	10.87	17.42	23.81	11.01	17.25
令和5年	自殺者数(人)	5	1	6	629	319	948	14,725	6,932	21,657
	自殺死亡率	30.03	5.30	16.89	25.88	11.93	18.57	24.07	10.79	17.25
令和6年	自殺者数(人)	5	2	7	568	282	850	13,635	6,482	20,117
	自殺死亡率	30.55	10.77	20.04	23.40	10.57	16.68	22.38	10.13	16.11

※自殺死亡率：人口10万対

(出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料)

嘉麻市の自殺死亡率推移



令和6年の嘉麻市の自殺者数は7名でした。全国的にはコロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け死亡者数は増加していましたが、徐々に減少し、コロナ感染前に近づいています。

しかし、全国的に高校生や大学生の自殺者数が増加しているため、学生の自殺予防対策の強化が図られています。嘉麻市の自殺死亡率は5年間の平均で見えていくと男女ともに徐々に低下し、全国平均に近づいています。

(5) 考察・評価：

電話相談については、利用者人数は減少していますが、毎回のように利用していた方が、精神的に落ち着き、数ヶ月に1回の利用になっていった結果によるものです。匿名のため、確定ではありませんが、相談者の声や内容から実人数を推測し、令和6年度は増えました。利用者としてはやはり女性が多い状況です。

市民向けの講演会では、介護サービス事業者の参加もあり、質問の際に実際のケースなどについて対応を聞かれたりと質問が有効なものとなっていました。

(6) 令和7年度の取り組み：

第2次嘉麻市自殺計画の施策の実施に向けて、関係課及び関係機関と連携を図り、今年度も電話相談及びゲートキーパー養成研修等を引き続き実施します。

今後は、第2次嘉麻市自殺対策計画の数値目標として、「令和6年からの5年間の自殺者数を20人以下とする」を設定し、自殺対策を推進していきます。

3. ひきこもり支援者意見交換会

- (1) 目的：① ひきこもり相談に対応する関係機関・関係課が抱える課題を共有し、これから取り組むべきことを明確にしたうえで同じ目標に向かって前に歩みを進める。
- ② 各支援者が、顔の見える関係性を保つことで、本人や家族に寄り添った丁寧な支援につなげる。

- (2) 参加機関：関係各課（健康課、市民課、高齢者介護課、生活支援課、社会福祉課、子育て支援課、学校教育課、男女共同参画推進課）、ひきこもり相談支援センター（社協）、精神保健福祉センター、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所、ひきこもり地域支援センター筑豊サテライトオフィス、筑豊若者サポートステーション、障がい者基幹相談支援センター、ケアマネ連絡会など

(3) 実績：令和6年度第1回

1回：令和6年5月22日（水）

○会の目的とこれまでの振り返り

○アセスメントシートを活用しての事例検討

2回：令和6年8月26日（月）

○学校教育課、子育て支援課の不登校児等への取組について

3回：令和6年11月20日（水）

○事例検討

4回：令和7年3月3日（月）

○ひきこもり支援に繋げるためのアンケート調査の検討

(4) 考察・評価：

意見交換会では、社協のひきこもり相談支援センターと議題を協議し、当日関係機関の意見を聴けるよう毎回グループ討議を実施しました。ひきこもりの方については、潜在化している部分が多く、両

親が高齢化し、これからのことを考えた際に不安になり相談に見えるケースなど、ひきこもり期間が長期化しての相談が多いのが現状です。ひきこもりの相談のあった方の生い立ちを聞く中で子供のころ不登校出会った方が多い傾向にあるため、ひきこもりが長期化した状態でかかわるよりも、若いころでのかかわりをしていくことが早めの対策と考え、学校教育課と子育て支援課より不登校児等の状況と対応について情報提供をいただきました。

意見交換会とは別に、福岡県精神保健センターのひきこもり相談会を嘉麻市において予約制で1回実施しました。保護者からの相談が1件ありました。

(5) 令和7年度の取り組み：

令和7年度も引き続き意見交換会を実施していきますが、参加関係機関から問題となっていることや処遇困難事例などを提供していただき、参加者からの意見などを聞くなどして、参加関係機関の方が参考となる意見交換会を企画していきます。

第8章 感染症予防支援事業

- (1) 目的：感染症に関する正しい知識の普及、及び感染症の発生状況等の情報の提供を行うことで感染症の発生予防、そのまん延の防止を目的としています。

＜根拠法令＞感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
新型インフルエンザ等対策特別措置法

- (2) 内容：感染症の流行等、県より注意喚起があった際には、ホームページや嘉麻市 LINE にて情報を発信して行きました。

(3) 考察・評価：

近年、麻しんや百日咳などの感染症が例年より増加するなどの状況が起きています。

毎週、福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所より感染症週報の情報提供も行われているため、予防対策も含めた情報提供をホームページを活用し実施しました。

(4) 令和7年度取り組み

今回の新型コロナウイルス感染症の拡大を体験し、令和6年度に新型インフルエンザ等の政府行動計画が改正され、福岡県の行動計画も改正されました。市町村も令和8年8月までに福岡県の行動計画に従い市町村の行動計画の改正も義務付けられています。市町村としては、臨時特例接種の実施が主体となることから、飯塚市、桂川町、医師会と協議し行動計画の改正を実施します。

第9章 その他の健康づくり事業

1. 食生活改善推進員研修会(中央研修・普及教室)

(1) 目的：食生活改善推進員が知識と技術を身に付け、自分自身・家族・友人などをはじめ、地域全体の健康づくりに貢献することを目的としています。

(2) 対象者：嘉麻市食生活改善推進員

(3) 実績：

年度 内容		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中央	回数	5回	3回	3回	5回	5回
	延人数	80人	39人	48人	80人	80人
普及	回数	16回	19回	42回	39回	48回
	延人数	292人	326人	683人	768人	745人

※中央研修：各地区の代表者の中央での学習

※普及講習：中央研修で学んだことの各地区での伝達講習、または各地区でのテーマを決めての学習

(4) 考察・評価：

各4地区の会員による普及講習では、中央研修で学んだことの伝達講習が行われました。今年度も昨年度に引き続き、各地域で感染対策を徹底したうえで規定回数実施することができました。

(5) 令和7年度の取り組み：

生活習慣病予防・高齢者の低栄養予防等のテーマを役員と検討し、研修会を実施します。

2. 食生活改善推進員養成教室

(1) 目的：食生活改善推進員として地域で「健康づくりのための食生活」を普及していくための基礎を習得することを目的としています。

(2) 対象者：嘉麻市民（食生活改善推進員としての活動を希望するもの）

(3) 実績：

年度 内容		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実人員		-	16人	-	20人	-
延べ人員		-	149人	-	156人	-

※2年に1回食生活改善推進員養成テキストにのっとり実施

(4) 考察・評価：

食生活改善推進員養成教室については、2年に1回の実施計画のため、令和6年度は実施していません。

(5) 令和7年度の取り組み：

令和7年度は、実施の年度のため、嘉麻市食生活改善推進員の方と協力し、参加者を募集していきます。

3. かま体操普及事業

- (1) 目的：嘉麻市民の健康づくりを推進するために制作された「健康一番！かま体操」を子どもから高齢者まで、市民全体に普及し、健康長寿を目指すことを目的としています。
- (2) 内容：嘉麻市保健計画推進委員会の発案により平成22年度に作成された「健康一番！かま体操」を、今年度からは広報やHP等にかま体操をPRし、CD及びDVD配布で普及します。
- (3) 実績：

内容 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
CD及びDVD配付数	3人	1人	5人	1人	1人

(4) 考察・評価：

普及教室等は終了していますが、施設等で継続されているところもあり、DVDの申し込みが今年度1件ありました。今年度、かま体操Tシャツ（在庫59枚）の有効活用を図るため、施設内でかま体操の普及を行っていただく就学前施設に、園行事等でご活用いただくことを目的に、希望をいただいた1施設に配布（20枚）しました。

(5) 令和7年度の取り組み：

引き続き、希望者に対してCD及びDVDの無料配布を継続します。

4. かましちゃん健康ポイント事業

- (1) 目的：市民一人ひとりの健康づくりへの意識の向上及び主体的な健康づくりを応援するため、特定健診・がん検診等健康づくりに関する事業等への参加に対しポイント制による付加価値を設け、健康づくりへの積極的な参加を誘導することを目的とします。

(2) 対象者：20歳以上になる市内居住者

(3) 内容：①または②を応募要件とし、

①身体活動量の増加を目的とした歩数の記録(1ポイント)、特定健診、がん検診等健康診査の受診(1ポイント)、これら2項目をポイント化し、全ての項目を達成(合計2ポイント)者

②福岡県が実施するふくおか健康ポイントアプリ事業も活用し、登録者のうち期間中3,000ポイント獲得者

抽選で130名に市内使用商品券2000円分を贈呈します。また、抽選で外れた方には、「参加賞」として、市内運動施設(2か所)の1時間無料お試し券を贈呈し、健康づくりの一助とします。また、より一層インセンティブを強化するため、応募者の内、ふくおか健康アプリの歩数獲得ポイント上位30名は抽選対象には含まず当選者としています。

令和5年度より、ふくおか健康アプリの登録者の内、期間中1,000ポイント獲得者を応募条件として、健康関連商品を100名の方に贈呈し、健康づくりへの積極的な参加と継続を促しています。

(4) 実 績：

内容 \ 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
事業応募者	111	162	188	168	152
健康関連商品応募者				101	118

内容 \ 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ふくおか健康アプリ 年間延べ利用者数	36,502	77,233	108,109	143,753	134,302
年間平均歩数	6,161	5,686	5,911	6,014	6,060
新規登録者数	279	243	271	265	154

年間延べ利用者数：全登録者が起動した回数、年間平均歩数：全登録者の平均歩数

(5) 考察・評価：

事業の応募者数は 152 人で、二年連続で減少しました。応募者減少の要因の一つとして、令和 6 年度中にアプリ利用にスマホの設定条件が変更となったことで、アプリ利用を中断された方が複数おりました。

健康関連商品には 118 名の応募があり、商品の引き換え時には、管理栄養士による健康サポート食品利用に関するアドバイス、個別の栄養指導を行うことができました。

嘉麻市民におけるアプリの年間延べ利用者数、年間平均歩数は増加傾向にあり、健康づくりを楽しみながら行うツールとして、役立てられていると感じます。

(6) 令和 7 年度の取り組み：

商品券贈呈を 130 名（ふくおか健康アプリの歩数獲得ポイント上位 30 名は抽選対象には含まず当選者とする）、健康サポート商品贈呈 100 名を継続します。

事業に関連した新たな取り組みとして、一般社団法人足の 8020 が主催する「足の 8020 ウォーキング」の普及を計画しております。事業の概要は、高齢者等の歩行活動が貧困の子どもたちへの支援につながる非営利型・寄付型ウォーキングイベントです。広報での周知の他、老人会や食生活推進会へ事業参加の呼びかけを行うことで、健康無関心層の健康づくりのきっかけとなることを期待します。

5. 健康づくり推進のための会議開催の状況

●嘉麻市健康づくり推進協議会の開催

第 1 回：令和 6 年 7 月 30 日（火）

●嘉麻市保健計画推進員連絡会の開催状況

第 1 回：令和 6 年 8 月 22 日（木）

第 2 回：令和 7 年 3 月 13 日（木）